

東林院遺跡 発掘調査報告書

—弥勒堂建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査—



令和4(2022)年6月

鳴門市

宗教法人東林院

東林院遺跡 発掘調査報告書

—弥勒堂建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査—

令和 4 (2022) 年 6 月

鳴 門 市

宗 教 法 人 東 林 院

序 文

徳島県の北東部に位置する鳴門市は、東西にのびる阿讃山脈を中心に、南は吉野川の肥沃な平野、北は波静かな瀬戸内海、東は潮流渦巻く鳴門海峡に囲まれ、多様な自然に恵まれた環境にあります。また、古来より阿波の玄関口として、古代官道である南海道にはじまり、近世には撫養街道、そして四国霊場の遍路道の起点となるなど、畿内その他の各地と結ばれる交通の要衝として栄えてまいりました。

この報告書は、鳴門市大麻町大谷字山田に所在する宗教法人東林院境内における発掘調査の成果についてまとめたものです。この度の調査は、東林院本坊にて保存管理されている国指定重要文化財(彫刻)「木造弥勒菩薩坐像」を広く市民に周知するため、新たに境内地に弥勒堂を建設するにあたり行われました。開発にあたり、周囲に、東林院古墳群や、東林院穴観音古墳等の周知の埋蔵文化財包蔵地が近接しているため、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、事前に試掘・確認調査を実施致しました。試掘・確認調査の結果、建物基礎の一部と、その外側を巡ると考えられる石垣を確認したことから、発掘調査に切り替え開発範囲を対象として、調査を実施致しました。

調査の結果、堂宇跡と堂宇の西から東に向い南に注ぐ小川が確認され、その小川は、地盤や堂宇の基礎が浸食され崩壊しないように、石垣を両側に設けた石組流路であることが確認されました。また、出土遺物のなかに鳴門市大麻町大谷で製作された大谷焼が出土したことから、18世紀以降の遺構であることが判りました。

文化財は、地域の歴史を知る上で欠くことのできない文化遺産です。本書に収録された東林院遺跡が、文化財に対する認識と地域理解を深めるため広く活用されるとともに、教育・学術研究の分野において役立つことを願うものです。

最後になりましたが、本書を刊行するにあたりまして、関係機関ならびに地域のみなさまに多大なるご支援とご協力をいただき、関係各位には貴重なご教授を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

令和4年6月

鳴門市長
泉 理彦

発掘調査報告書の刊行によせて

刊行にあたり、ひとことご挨拶を申し上げます。この度、宗教法人東林院におきまして、国指定重要文化財(彫刻)である木造弥勒菩薩坐像(平安後期作)を適切に安置し、檀家様はもとよりご参拝頂く多くの方々により身近に拝観して頂けるようにとの思いから「東林院弥勒堂プロジェクト」と題しまして、弥勒堂を建設する運びとなりました。それに先立ち、弥勒堂建設地が東林院古墳群や東林院穴観音古墳に近接するほか、中世に存在した八葉山神宮寺跡の推定地に該当する可能性が高いことから、令和2年度、鳴門市教育委員会に文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項の規定に基づく埋蔵文化財発掘の届出を提出し、試掘・確認調査を依頼致しました。その結果、堂宇跡と考えられる遺構が確認され、その後、発掘調査を実施致しましたところ、堂宇跡のほか石組流路等が発見されました。これらは、東林院の歴史を語るうえで、新たな知見が得られたと考えております。

さて、東林院は薬師如来並びに愛染明王を本尊とし、天平5年に行基によって開基されたと伝わる高野山真言宗の寺院で、大同年間に弘法大師空海が巡錫されて以降は、真言密教の寺院として護持され、現在まで脈々と法灯を受け継いできた古刹です。

東林院には、その歴史を示す資料として、木造弥勒菩薩坐像のほかに、絹本著色阿弥陀三尊来迎図(徳島県指定有形文化財)や、大谷焼の開祖とされる萬七の墓(鳴門市指定史跡)がございます。また、境内には、古墳時代後期と考えられている東林院穴観音古墳や、現在墓地になっていますが、この古墳より奥の谷筋一帯にはかつて20基近い古墳がございました。発掘調査の成果が上梓されましたことは、東林院にとりまして大変有意義なことであり、今後、東林院の歴史文化を見つめ直し、未来を見据えた活用に取り組んで参りたいと考えております。

結びにあたりまして、発掘調査の関係者や、ご協力頂きました市民の皆様方に心からのお礼を申し上げますとともに、益々のご活躍とご健勝を祈念致しまして、お祝い並びにお礼の言葉とさせていただきます。

高野山真言宗八葉山東林院

住 職 近藤龍彦

副住職 加藤一真

例 言

- 1 本書は宗教法人東林院が、鳴門市・鳴門市教育委員会の指導・協力の下、令和2年度及び令和3年度に実施した弥勒堂建設事業に伴う文化財調査報告書である。
- 2 本書で報告する対象遺跡の名称は、令和2年度に実施した試掘・確認調査の結果、対象地に遺跡が埋蔵することが判ったため、鳴門市内に所在する周知の埋蔵文化財包蔵地である東林院古墳群(202-180)・東林院穴観音古墳(202-186)に近接し、八葉山東林院神宮寺跡に該当することから、東林院遺跡と仮称した。
- 3 発掘調査対象地は、鳴門市大麻町大谷字山田58番地の一部、59番地の一部に所在する。
- 4 試掘・確認調査及び発掘調査、整理作業、報告書作成についての実施期間は次のとおりである。
試掘調査期間：令和2年10月26日から令和2年12月4日
発掘調査期間：令和3年10月6日から令和3年10月22日
整理作業期間：令和3年11月18日から令和4年3月31日
報告書作成期間：令和4年4月1日から令和4年6月30日
- 5 令和2年度に実施した弥勒堂建設に伴う東林院の試掘・確認調査は、鳴門市教育委員会が行なった。また、試掘・確認調査の結果を受けて、令和3年度に実施した発掘調査は、鳴門市教育委員会指導の下、宗教法人東林院から業務委託を受けた株式会社文化財サービスが実施した。
- 6 本書の執筆・編集は、鳴門市市民生活部文化交流推進課主事、藤川大が担当した。
- 7 試掘・確認調査及び発掘調査で得られた遺物、その他の資料は、全て鳴門市が保管している。
- 8 本書で使用する座標は、特に記さない限り世界測地系第IV系国土座標を使用し、標高は東京湾標準潮位(T.P.)を使用している。
- 9 本書に掲載する位置図は、鳴門市発行の「25,000分の1 鳴門市全図」を使用した。
- 10 発掘調査・報告書作成機関を通じて次の方々からの御指導・御教示を賜った。
大西義浩(大西陶器)、栗林誠治(徳島県立埋蔵文化財総合センター)、田川憲(徳島県立埋蔵文化財総合センター)、重見高博(藍住町教育委員会)、福田頼人(くすの木建築研究所)

(敬称略・順不同)

本文目次

第1章 調査に至るまでの経緯と経過	1
1. 調査の目的と経緯	1
2. 調査の経過と体制	1
第2章 東林院遺跡の位置と環境	3
1. 東林院遺跡の位置と環境	3
2. 東林院遺跡周辺の埋蔵文化財包蔵地の分布状況	4
3. 東林院及び東林院遺跡の概要	4
第3章 東林院遺跡の試掘・確認調査成果	6
1. 調査区の設定と調査方法	6
2. 各堆積層の状況	8
3. 検出遺構	12
4. 出土遺物	12
第4章 東林院遺跡の発掘調査成果	13
1. 発掘調査全工程	13
2. 調査区の設定と調査方法	14
3. 各堆積層の状況	16
4. 検出遺構	16
5. 出土遺物	24
第5章 大谷焼	31
1. 大谷焼の歴史	31
2. 大谷焼の窯元と窯印	32
3. 東林院遺跡出土の大谷焼	34
第6章 総括	35
註	37
参考文献	38

表 目 次

第1表	調査日誌	13
第2表	大谷焼の窯元と窯印一覧	33

挿 図 目 次

第1図	調査地位置図	3
第2図	東林院遺跡の位置と周辺遺跡の分布図	4
第3図	調査区模式図	6
第4図	試掘・確認調査区平面図	7
第5図	トレンチ1南壁断面図	9
第6図	トレンチ2東壁断面図	10
第7図	トレンチ3東壁断面図	11
第8図	調査区平面図	15
第9図	S X 1 (石組遺構) 石3実測図	17
第10図	S X 1・S X 2 (石組遺構) 平面図及び断面図	18
第11図	カマド1平面図及び断面図	19
第12図	カマド2平面図及び断面図	19
第13図	S K 1 (土坑) 平面図	20
第14図	S P 1 (柱穴) 平面図	20
第15図	S P 2 (柱穴) 平面図	20
第16図	S D 1 (石組流路) 石垣断面図	21
第17図	S D 1 (石組流路) 平面図1-1	22
第18図	S D 1 (石組流路) 平面図1-2	23
第19図	大谷焼及び窯道具実測図	27
第20図	窯道具及び須恵器実測図	28
第21図	軒丸瓦・丸瓦・けらば瓦実測図	29
第22図	軒平瓦・平瓦実測図	30

写 真 目 次

写真1	東林院本坊	5
写真2	木造弥勒菩薩坐像	5
写真3	東林院本坊と東林院遺跡(調査区) 北西から	14
写真4	S X 1とS X 2 (石組遺構) 検出状況 東から	17

写真5	西側護岸の石垣に転用された大谷焼窯道具	24
写真6	東林院 大正7年頃撮影	36
写真7	東林院 昭和13年以前撮影	36
写真8	東林院本坊前、正面古民家（調査区） 平成18年10月撮影	36

図 版

図版1	調査区全景
図版2	重機掘削作業及び遺構検出作業
図版3	検出遺構
図版4	石組流路西側
図版5	出土遺物

第1章 調査に至るまでの経緯と経過

1. 調査の目的と経緯

弥勒堂建設事業に伴い、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地である東林院古墳群（202-181～185）・東林院穴観音古墳（202-286）に近接するほか、八葉山神宮寺東林院跡（以下、神宮寺という）の推定地に該当することが判明した。このことから、宗教法人東林院代表役員、近藤龍彦氏（以下、東林院という）より、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の規定による埋蔵文化財発掘の届出（以下、届出という）が、令和2年10月12日に提出された。

上記に基づき、令和2年10月26日から同年12月4日の期間、試掘・確認調査を実施した。詳細は、第2章にて後述するが、試掘・確認調査の結果、建物の石組遺構と石垣を検出した。出土遺物は、大谷焼が主を占めたため、18世紀以降の遺構であることが判った。併せて、当該地に現在の伽藍とは、明らかに異なる場所に堂宇が埋蔵する事が明瞭となったため、令和3年10月6日から調査を実施した。

なお、試掘・確認調査で発見された堂宇については、周知の埋蔵文化財包蔵地である東林院古墳群（202-181～185）・東林院穴観音古墳（202-286）と明らかに時期が異なる。また、神宮寺についてもいつの時期に廃寺になったかについては不詳である。そのほか、明瞭な遺構の検出には至らなかったが、須恵器が2点出土した。そのため、発掘調査に移行して以降、異なる遺構を検出する可能性が想定されたため、試掘・確認調査で検出した遺構の総名称についての呼称付けは、“東林院遺跡”と仮称し、詳細調査に移行した^{註1}。

調査面積は、弥勒堂建設事業範囲254.52㎡の内、遺構が検出された範囲80㎡を調査区として設定した上で、既設建物（弥勒堂建設時には撤去予定の建物）を避け、調査を実施した。

2. 調査の経過と体制

1) 調査の経過

調査期間は、以下のとおりである。

試掘調査期間：令和2年10月26日から同年12月4日

発掘調査期間：令和3年10月6日から同年10月22日

整理作業期間：令和3年11月18日から令和4年3月31日

報告書作成期間：令和4年4月1日から同年6月30日

2)発掘調査体制

事業主体 宗教法人東林院（高野山真言宗八葉山東林院）

1. 代表役員（住職） 近藤龍彦
2. 副住職 加藤一真

調査指導機関 鳴門市教育委員会

1. 生涯学習人権課長 三好利典（令和2年度）・前田美香（令和3年度）
2. 同課副課長 下田智隆
3. 同課主査 濱口 健（令和3年度～）
4. 同課係長 出口 進（令和2年度）
5. 同課主事 藤川 大
6. 会計年度任用職員 麻植誠二郎（令和3年度～）

調査機関 株式会社文化財サービス

1. 現場責任者 吉崎 伸
2. 辰巳陽一
3. 吉岡創平
4. 上田智也
5. 山内基樹
6. 遺物整理グループ 古谷真由美
7. 測量グループ 田中慎一

3)報告書作成機関

鳴門市市民生活部文化交流推進課

1. 課長 鎌畑光美
2. 副課長 下田智隆
3. 同課主査 濱口 健
4. 同課主事 藤川 大
5. 会計年度任用職員 麻植誠二郎

*報告書作成体制については、令和4年度組織改編に伴い、文化財保護業務を担当する鳴門市教育委員会生涯学習人権課文化財担当が市長部局である鳴門市市民生活部文化交流推進課文化財担当に移管したため、移管後の課が担当した。

第2章 東林院遺跡の位置と環境

1. 東林院遺跡の位置と環境(第1図)

東林院は、鳴門市大麻町大谷字山田（以下、大谷という）に所在する高野山真言宗の寺院である。北と南を西山谷の丘陵に囲まれ、東に開口する谷筋の開口部である谷部に位置する。この丘陵は、宇志比古神社古墳群（202-172～179）や東林院古墳群（202-181～185）、阿波神社古墳群（202-181）が分布し、境内には、東林院穴観音古墳（202-286）が所在する。また、東林院の東側一帯には、弥生・古墳・中世の散布地（202-170）が分布する。古くから人が大谷の地に暮らしていたことが判る。

東林院遺跡は、その東林院境内に位置する。令和3年度の調査は、東林院遺跡に関して部分的な調査であるが、初めての発掘調査で、東林院遺跡の全容について、範囲や遺構の特徴等が明瞭に把握されたわけではない。令和3年度の発掘調査に先立って実施した試掘・確認調査によって、当該地に近接する古墳とは異なる遺構が埋蔵することが明らかになった。その遺構が確認された位置は、鐘楼東側の広場で、建物の基礎と石垣を伴う水路等が検出された。現在の東林院の伽藍とは、異なる建物遺構があることが明らかとなった。



2. 東林院遺跡周辺の埋蔵文化財包蔵地の分布状況(第2図)



第2図 東林院遺跡の位置と周辺遺跡の分布図^{註2}

萬七の墓 (202-16)・大谷藩窯跡 (202-17)・散布地 (202-142)・大谷東山谷古墳群 (202-144)・東山谷 (202-145)・葛城神社古墳群 (202-147)・葛城神社古墳 (202-148)・大谷井利ノ肩貝塚 (202-149)・古墳 (202-158～160)・西山谷古墳群 (202-163)・古墳 (202-164～167)・西山谷2号墳 (202-168)・西山谷3号墳 (202-169)・散布地 (202-170)・宇志比古神社古墳群 (202-171)・古墳 (202-172～179)・東林院古墳群 (202-180)古墳 (202-181～185)・東林院穴観音古墳 (202-186)・阿波神社古墳群 (202-187)・阿波神社裏山古墳群 (202-188)古墳 (202-189～195)等

* 遺跡消滅地は上記記載から除いた。

3. 東林院及び東林院遺跡の概要(写真1・写真2)

東林院は、薬師如来及び愛染明王を本尊とし、天平5(737)年に行基(668～749)によって開基された伝わる高野山真言宗の古刹である^{註3}。大同年間(806～810年)に弘法大師(空海)によって巡錫して以降は、真言密教の寺院として護持された。室町時

代末期には、三好氏に保護され、16の末寺をもつとともに、寺領12貫文・寺屋敷1町余のほか、八幡祠（現在の宇志比古神社）を管理し、廃寺となった福重院7貫文、神宮寺8貫文と山林が与えられた^{註4}。その後、長宗我部元親（1539～1599）の四国平定戦において、伽藍を焼失したが、慶長年間（1596～1615）年に秀範（生没年不詳）により、中興され再び隆盛に向かった^{註5}。元和元年7月に、「高野山衆徒法度」が定められると、東林院は10の末寺をもつ中本寺として位置付けられ、伝統と荘厳味を加えて統制された^{註6}。その後のことについて、寺伝では、元禄年間頃（1688～1704）に起きた火災により焼失したとも伝わっている。いずれにせよ、火災により、寺に関係する古文書は失われたと伝わっており、詳細な寺の歴史については不詳である。

しかしながら、東林院には、寺の古さを示す資料が幾つかある。その1つとして、木造弥勒菩薩坐像がある。国指定重要文化財（彫刻）で、平安時代後期の作と考えられている。また、鎌倉時代（13世紀初頭）の作と考えられている絹本着色阿弥陀三尊来迎図がある^{註7}。このほか、境内には、大谷を発祥とする江戸時代後期（18世紀）から製作された大谷焼の開祖とされる萬七の墓（鳴門市指定史跡）や、古墳時代後期と考えられている東林院穴観音古墳（202-286）がある。なかでも、東林院穴観音古墳は、横穴式石室を観音堂として再利用したものである。さらに、本古墳より奥の谷筋一帯は、現在墓地になっているが、かつて20基近い古墳があった^{註8}。現在は、その範囲については、東林院古墳群として呼称されている^{註9}。四国横断自動車道建設に伴う発掘調査において、徳島県からの委託により、財団法人徳島県埋蔵文化財センターが平成10年4月2日から同年9月15日にかけて発掘調査を実施した。調査の結果、1号墳、1号石室墓、2号石室墓、3号石室墓、4号石室墓が検出され、出土須恵器から6世紀後半と位置付けられている。

このように東林院には、古くから人の定着が窺い知れる寺院であることが判る。



写真1 東林院本坊



写真2 木造弥勒菩薩坐像

第3章 東林院遺跡の試掘・確認調査成果

1. 調査区の設定と調査方法(第3図・第4図)

弥勒堂建設事業に伴い、東林院本坊前の広場北側の参道挟んで北側254.52㎡が開発対象となった。開発対象地が、東林院古墳群等の周知の埋蔵文化財包蔵地に近接することから、東林院と協議の上、東林院側より届出が提出されたため、令和2年10月26日より試掘・確認調査を実施した。

調査区の設定については、東林院側の意向によ

り、イヌマキ(槇の木)2樹について移植するため、避けての試掘・確認調査を依頼されたため、伐採及び周辺の掘削を避けて掘削を行った。また、試掘・確認調査の実施初日の時点で、開発対象地内に既存構築物である御手洗及び浄化槽、スーパーハウスが撤去に至っていなかったため、これらについても撤去並びに撤去後の掘削を避けて調査区の設定を行い掘削した。

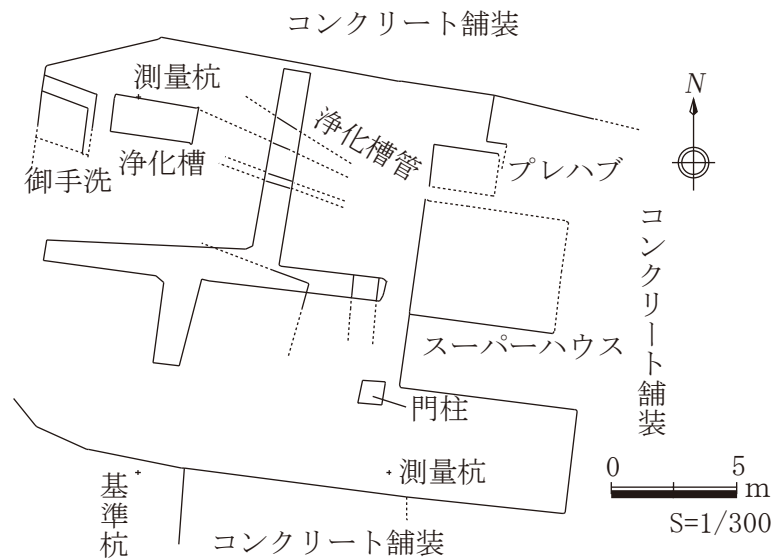
調査区の西南側のイヌマキ(槇の木)1と北西側の御手洗の中央から東西軸にトレンチ1を設定した。トレンチ東端は調査区東側に設置されているスーパーハウス西側まで掘削した。

トレンチ2については、当初トレンチ1の中央部から南北に入れる予定であったが、御手洗東側に埋設されている浄化槽を避けるため、中央部よりやや東寄りにトレンチ2を設定した。

トレンチ3は、調査区南のイヌマキ(槇の木)2を避けるため、中央部よりやや西側寄りに設定した。トレンチ形状は、トレンチ1からトレンチ2と3がそれぞれ北と南に枝分かれした形状となった。

なお、掘削に伴う排土については、周辺に排土置き場が確保できなかったため、発掘調査対象地の北のコンクリート舗装道と調査区の間と、調査区の南側のコンクリート舗装道の間を排土置き場とした。

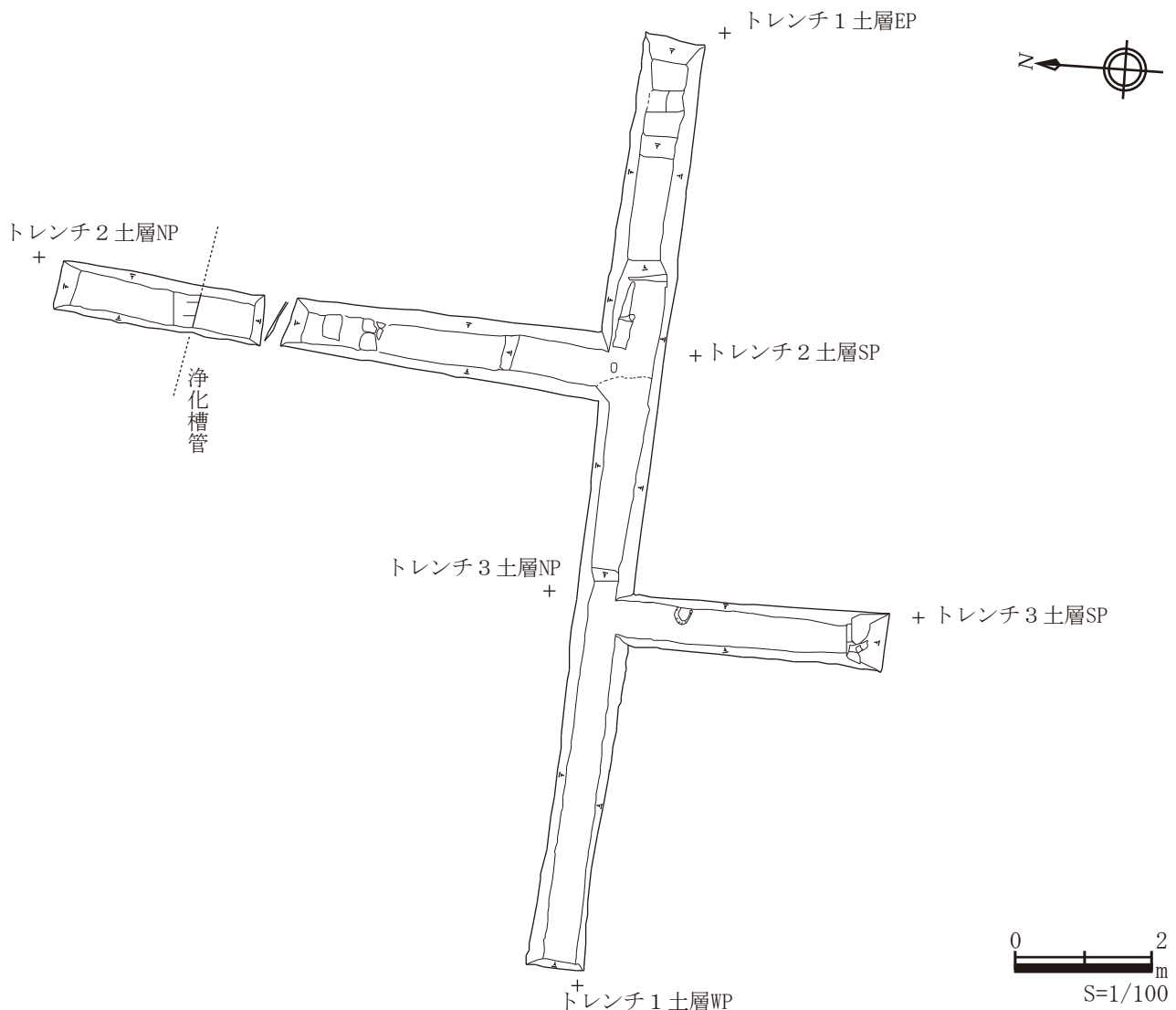
調査方法は、重機掘削により、表土を掘削した。トレンチ1は、表土下層にて矢穴がある長方形の和泉砂岩を検出したため、東端を除いて人力掘削に切り替えた。東端のみ、土層堆積を確認する目的で重機掘削を継続したが、少し掘り込んだところで、和泉



第3図 調査区模式図

砂岩の石積上面を確認したため、以降は人力掘削に切り替えた。トレンチ2については、表土下層において、配水管にあたったため、トレンチ2の掘削についても、表土下層以下の層について人力掘削に切り替えた。トレンチ3は、表土を重機により掘削したが表土下層の遺物包含層の堆積は浅く、基盤層に達した。そのため、基盤層に達した時点で人力による遺構面検出作業に切り替えた。

遺構面検出作業後、遺構掘削作業を行うとともに、現地に基準杭及び測量杭の設定を行った上で、写真撮影及び図化による記録保存を行った。



第4図 試掘・確認調査区平面図

2.各堆積層の状況(第5図・第6図・第7図)

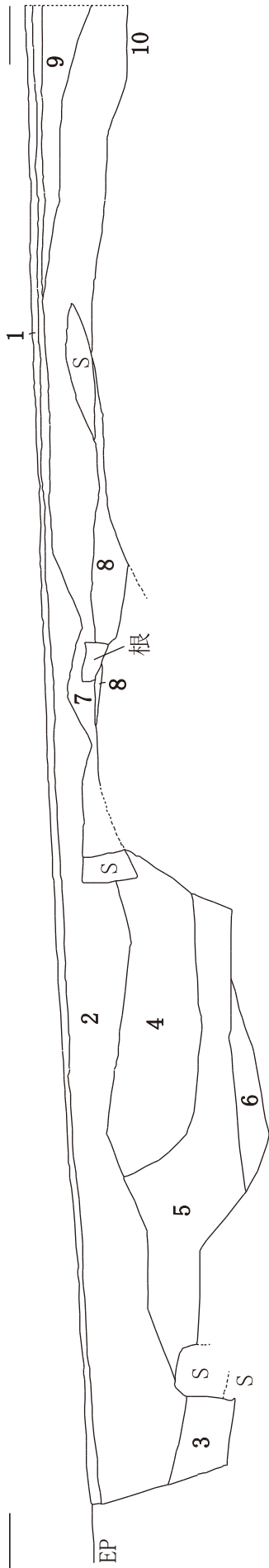
トレンチ1における層序は、第1層から第3層で、暗灰黄色から黒色からなる。平成26年には、上物に建物があつた。末頃に建物が撤去されて以降は、野焚の場として利用されていたためか、表土が焦げており、堆積層から炭が出土した。また、現代物が混在していることから造成土と判断した。第7層及び第9層、第10層も現在遺物の混入がみられたことから、攪乱土である。トレンチ1では、第14層を除く、それ以外の堆積層については、近世の堆積層であつた。第14層は、北西から南東方向に緩やかに下る丘陵の上層、しまりの強い粘土層からなる基盤層を検出した。

トレンチ2造成土以下は、第6層基盤層を除き、出土遺物から近世以降に堆積した層であることが判つた。トレンチ2は、浄化槽設置に伴う浄化槽管のほか、現代の構築物に伴う管が4本検出した。この管の設置に伴い、大部分が攪乱を受けており、確認した堆積層のうち、第6層のみが近世の堆積層で、第9層でわずかに基盤層が検出された。発掘調査では、試掘・確認調査で検出した石の下端で、SD1(石組流路)が検出された。このことから、トレンチ2ではSD1(石組流路)の直上面まで現代以降人の手が加わり、大部分が攪乱されていたことが判つた。

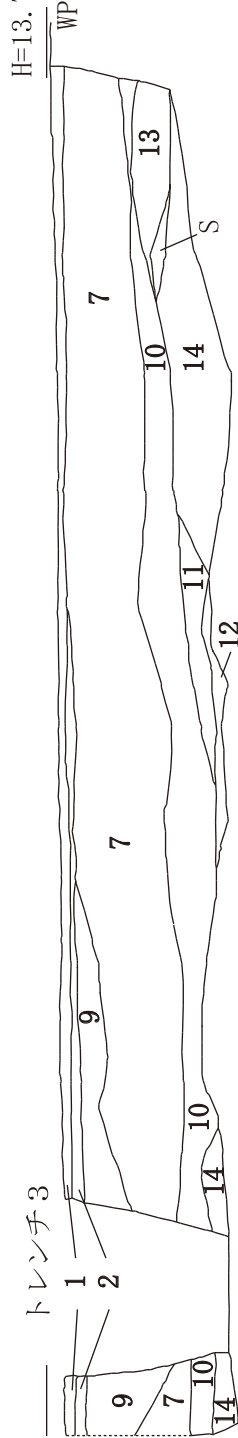
トレンチ3では、第1層から第2層が造成土で、以下の堆積層に攪乱は見受けられず、第3層から第5層が出土遺物から近世以降に堆積した層であることが判つた。

基盤層以下の堆積層については、基盤層にて遺構検出作業を行った際、遺構および遺物の出土が確認されなかつたことから、掘り抜きを行わなかつた。トレンチ2は、攪乱堆積を掘り下げ、基盤層の検出を行った。しかし、第5層はしまりが弱く、水分を多く含んでおり、掘り下げ第6層との境で、湧水が沸いた。安全性の配慮から、石の上石のみの確認を行った。その際、上石が東西軸に延びたことから、遺構が広がる可能性が高いことが判つたため、掘り下げを中止した。

H=13.70m



H=13.70m



真砂土	色	粘性	し	り	弱
1	黒	粘性なし	し	り	弱い
2	黄	粘性あり	し	り	弱い
3	にぶい黄	粘性あり	し	り	弱い
4	暗灰黄	粘性あり	し	り	強い
5	灰黄	粘性強い	し	り	強い
6	暗灰黄	粘性あり	し	り	強い
7	黄褐	粘性あり	し	り	強い
8	にぶい黄	粘性なし	し	り	強い
9	黄	粘性あり	し	り	強い
10	暗灰黄	粘性あり	し	り	強い
11	にぶい黄	粘性あり	し	り	強い
12	暗灰黄	粘性あり	し	り	強い
13	黄褐	粘性あり	し	り	強い
14	黄	粘性強い	し	り	強い

トレンチ3
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14

EP
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

根

WP

H=13.70m

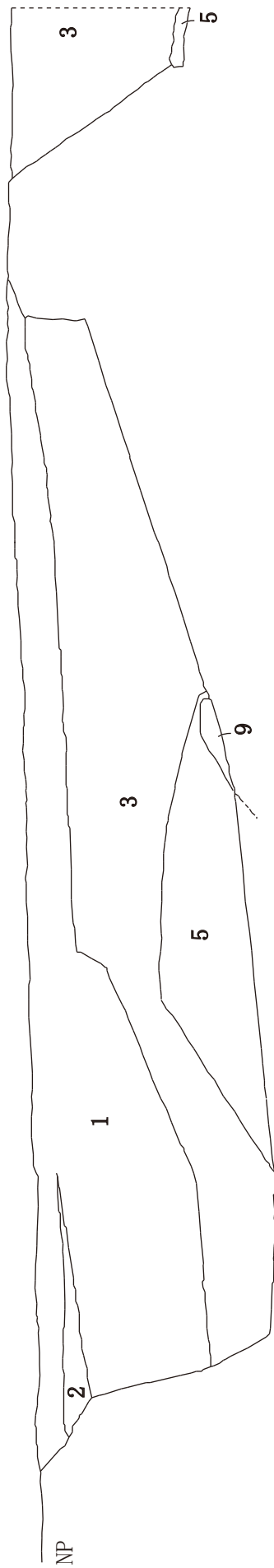
0 1 m
S=1/80

* 造成土 (現代)
 * 石組 (SDI) 溝内部の埋土 (現代)
 * 石組 (SDI) の裏込め土
 3 ~ 10cmの円レキ多く含む
 瓦片を多く含む
 炭・灰を多く含む
 瓦片を多く含む
 * 造成層 湧水層
 * 石組 (SXI) の内側の土
 * ゴミ焼成坑
 * 造成層

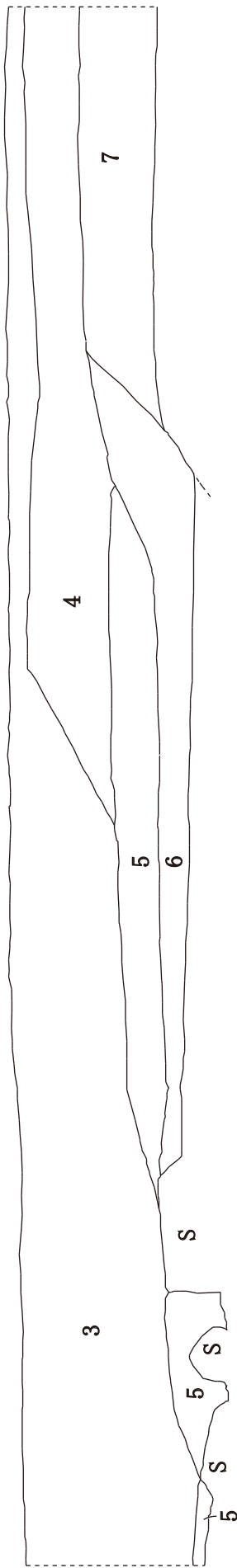
10~15cm大の角レキ多く含む 瓦片を少量含む
 * 基盤層 粘土層

第5図 トレンチ1 南壁断面図

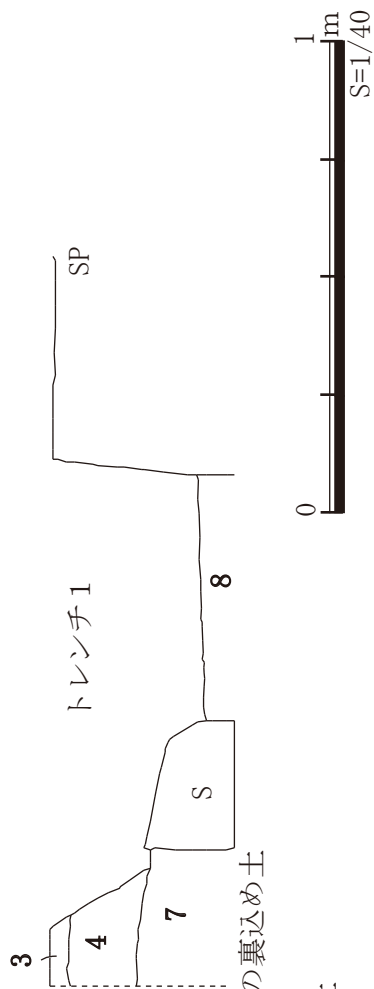
H=13.70m



H=13.70m



H=13.70m



1	2.5Y	4/2	暗灰	粘性	し	り	ま	し	弱	造
2	5Y	2/1	黒	粘性	し	り	ま	し	弱	成
3	5Y	2/1	黄	粘性	し	り	ま	り	弱	土
4	5Y	5/3	褐	粘性	し	り	ま	り	弱	(現
5	2.5Y	6/6	黄	粘性	し	り	ま	り	弱	代)
6	2.5Y	5/2	明	粘性	し	り	ま	り	弱	} 強い
7	2.5Y	6/4	暗	粘性	し	り	ま	り	弱	
8	2.5Y	5/8	黄	粘性	し	り	ま	り	弱	
9	2.5Y	7/8	黄	粘性	し	り	ま	り	弱	石

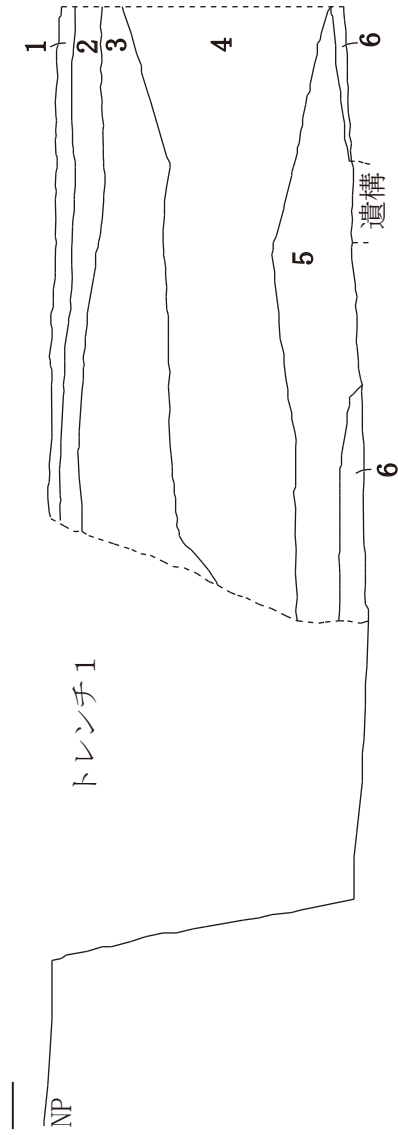
* 石組 (SD1) の裏込め土
 * 造成層
 * 基盤層の粘土

第6図 トレンチ2東壁断面図

H=13.70m



H=13.70m



- | | | | | | | | | |
|---|----------|------|------|-------|------------|--------|--|--|
| 1 | 真砂土 | | | | | | | |
| 2 | 5Y 2/1 | 黒 | 粘性なし | しまり弱い | } 造成土 (現代) | | | |
| 3 | 2.5Y 6/4 | にぶい黄 | 粘性なし | しまり強い | | } 近世以降 | | |
| 4 | 2.5Y 5/2 | 晴灰黄 | 粘性あり | しまり強い | | | | |
| 5 | 2.5Y 6/1 | 黄灰 | 粘性あり | しまり強い | | | | |
| 6 | 2.5Y 6/8 | 明黄褐 | 粘性あり | しまり強い | | | | |
- * 基盤層



第7図 トレンチ3東壁断面図

3.検出遺構

試掘・確認調査時点で確認した遺構は、建物の基礎と考えられる石組と石垣を検出した。石組は、トレンチ1の東側で、南北軸に長方形型の和泉砂岩1石と、その1石北端にて東西軸に長方形型の和泉砂岩2石が検出した。いずれの3石も矢穴があり、人工的に加工された石であることが判った。3石の石の内側は、拳大の和泉砂岩が充填されていることから、おそらく3石に対する裏込め石と想定される。その内側は、橙色系統の粘質土が均一に堆積しており、上層面は同じレベルであった。また、堆積層は、1層のみであった。この堆積層は、基盤層の直上面に堆積しており、最上層は同じ標高であった。あわせて掘削の際、堆積土は硬質であったことから、上記を鑑みると盛土である可能性が高いとの考えに至った。この盛土が開発対象地の南東方向に広がるのが、表面観察から判った。

石垣は、トレンチ1の東端と、トレンチ2の中央で検出された。ともに和泉砂岩の石を用いたものであった。トレンチ1では、横目地がとおり、3段に綺麗に積み重ねられた切込接布積の石垣であることが判った。石垣の西側は、裏込め石が検出され、その内側の堆積層は、石組と同じく基盤層直上面に人工的に盛った盛土であった。トレンチ2で検出した石垣もトレンチ1と同じ石材を用いた石垣であるが、上面の大部分が攪乱を受けていたため、裏込め石等の状況については確認できなかった。トレンチ2の石垣は、2段の石積を確認したところで湧き水が確認されたため、床面については状況把握が難しく、東西軸に石積が延びることのみ確認した。

石組がL字状ないし方形に南東方向に展開する可能性が想定しうることから、石垣についても石組との位置関係から、トレンチ1及びトレンチ2で検出した石垣が開発対象地内で合流することが想定された。

4.出土遺物

試掘・確認調査を実施した箇所は、掘削に入る前、野焚を行っていたと考えられ、表土の一部が焼土と化していた。表土堆積層からは、木製卒塔婆片、ガラス瓶の小片、石灯籠の笠が出土した。表土以下の堆積層からの出土遺物は、石組の外側や石垣付近に集中し、大谷焼や大谷焼の製作の際に使用される窯道具、近世瓦、須恵器が出土した。しかし、それに伴う遺構の確認には至らなかった。

なお、試掘・確認調査で得られた遺物は、その後の発掘調査で得られた遺物ともに整理作業を行い、時期や用途等について検討を行った。そのため、出土遺物の詳細は、第4章5にて詳述する。とくに大谷焼については、地元発祥陶器であるため、第5章にて詳述する。

第4章 東林院遺跡の発掘調査成果

1. 発掘調査全工程(第1表)

年	月	日	曜日	天気	作業内容
3	10	6	水	晴れ	鳴門市教育委員会による重機掘削作業を開始する。
3	10	7	木	晴れ	〃
3	10	8	金	晴れ	遺構面検出作業、SD1を検出する。
3	10	9	土	晴れ	SD1の掘り下げ開始、石垣を確認し完掘する。
3	10	10	日	晴れ	休日
3	10	11	月	晴れ	引き継ぎ、遺構面検出作業を行う。
3	10	12	火	晴れ	引き継ぎ、遺構面検出作業を行う。カマド2基を検出する。カマド1の掘り下げを開始する。完掘したSD1の清掃作業を開始する。
3	10	13	水	晴れ	引き続き、遺構面検出作業及びSD1の清掃作業を行う。SP1とSK1を検出する。カマド2の掘り下げを開始する。
3	10	14	木	晴れ	全景写真に備え、SP1とSK1の掘り下げ開始を行うとともに、清掃作業を行う。
3	10	15	金	晴れ	ドローンによる全景写真の撮影を開始する。個別遺構の写真撮影を行う。
3	10	16	土	晴れ	SD1の下層の掘り下げを行う。
3	10	17	日	曇り	休日
3	10	18	月	晴れ	SD1の清掃作業を行う。
3	10	19	火	晴れ	ドローンによる全景写真の撮影及びSD1完掘後の護岸撮影を行う。
3	10	20	水	晴れ	各遺構の断ち割り作業を開始する。断面写真及び断面図を作成する。
3	10	21	木	曇り	引き継ぎ、各遺構の断ち割り作業を開始する。断面写真及び断面図を作成する。
3	10	22	金	曇り	SX1の石材の一部を遺物として取り上げる。その他の出土遺物を洗浄し、発掘調査を終了する。

第1表 調査日誌

2.調査区の設定と調査方法(写真3・第8図)

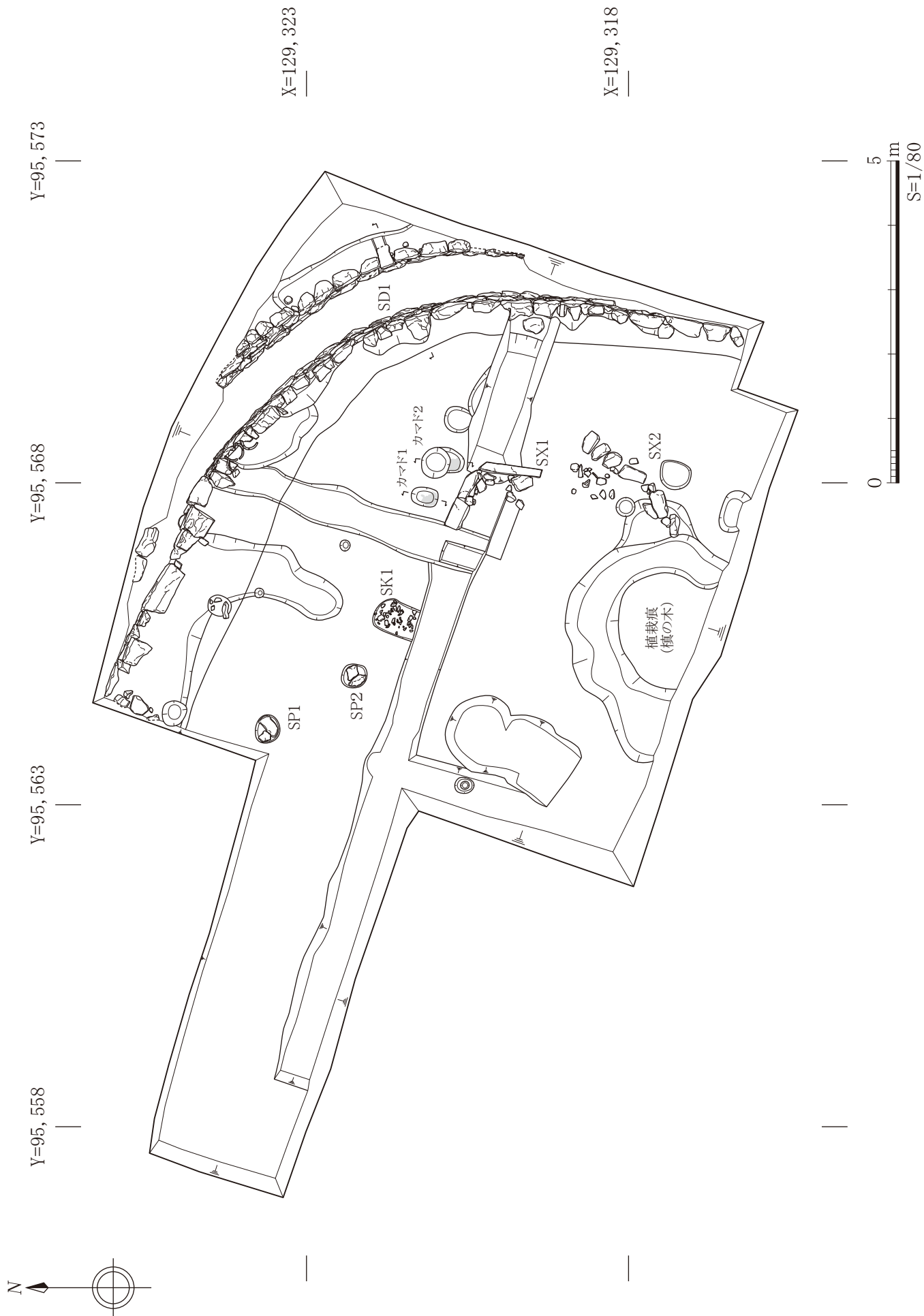
調査区内は、東林院本坊からみて北東部に位置する広場で、御手洗、それに伴う浄化槽、スーパーハウスの構築物と、イヌマキ（槇の木）が2樹生育していた。調査区の設定にあたっては、試掘・確認調査において、スーパーハウス西側の南北ラインより東側で遺構の検出がなかったことから、発掘調査の対象外とした。御手洗と浄化槽についても、試掘・確認調査において、遺構検出面が御手洗と浄化槽の設置に伴い掘削された深度より浅いレベルで確認されたため、遺構が残存している可能性は無いと判断したため、発掘調査の対象外とした。また、発掘調査に伴う残土については、調査区北側で検出された石垣より北側に遺構が確認されなかったことから、東林院の了解の下、発掘調査対象外とし、排土置き場とした。

調査区は、これら排土置き場を考慮しつつ、構築物を避け西側に突出させた凸形状となった。開発対象面積254.52㎡のうち、調査面積は80㎡となった。

発掘調査方法は、重機掘削により、表土及び遺物包含層まで、出土遺物の状況を確認しながら掘削を行った。遺構や遺物の検出が確認されたエリアでは、遺物包含層を残し、それ以外のエリアについては、基盤層直上面まで重機掘削を行った。その後、基盤層の明瞭な検出作業及び遺構の検出作業は、人力による遺構面検出作業を行った。検出した遺構は、ドローンによるオルソ測量、3次元測量にて記録し、適宜デジタルカメラによる撮影、手書き実測等で補足し記録した。その後、断ち割り調査を実施し、下層に遺構が認められなかったことから、整地層全ての掘り下げは行わなかった。



写真3 東林院本坊と東林院遺跡(調査区) 北西から



第8図 調査区平面図

3.各堆積層の状況

東林院は、北西側から南東側に開く谷筋の開口部に位置している。そのため、北西部が高く、南東方向へ下がる地形となっている。発掘調査の着手前、調査区は整地され、標高13.65mと平坦な地形となっていた。基本層序は、上層から近現代の整地層、近世の整地層、基盤層となっている。基盤層の地形も、北西が高く、南東方向に緩やかに傾斜する地形であり、調査区北東端で標高13.5m、南東端で12.2mを測る。近世の遺構は、近世の整地層上面に成立しており、調査区の北西部で標高13.5m、南東部で13.0mを測る。すなわち、南東側に最大0.8mの盛土（整地）を行うことによって、平坦面を造成していることが判った。整地層の端には、SD1（石組流路）が構築されている。これら、近世の遺構の上に近現代の整地層0.25mから0.65mが積まれ、現在の地形となっている。

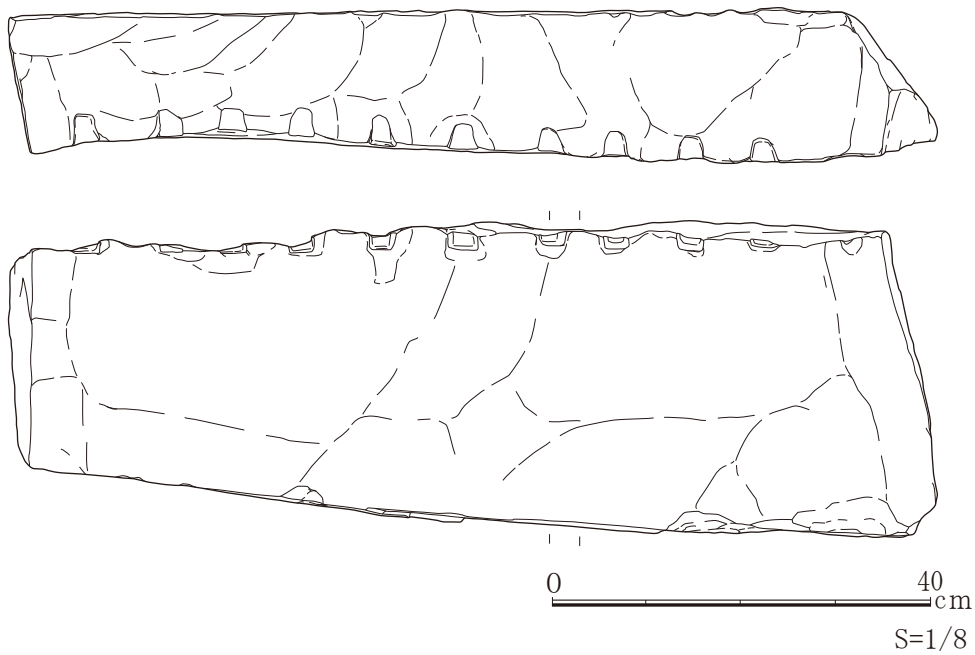
4.検出遺構(写真4・第9図・第10図・第11図・第12図・第13図・第14図・第15図・第16図・第17図・第18図)

検出した遺構の平面図は、近世の整地層の上面で、建物のSX1・SX2（石組遺構）、カマド1・カマド2、SK1（土坑）、SP1・SP2（ピット）、SD1（石組流路）であった。以下、各遺構について述べる。なお、本項では遺構名称と遺構の種類を併記する。

SX1（石組遺構）

調査区の中央部で検出した和泉砂岩の長方形型の石材をL字状に組み合わせた遺構である。東西方向に連なる2石（以下、「石1」・「石2」と記載）と、約115度の角度で交わる1石（以下、「石3」と記載）からなる。石2と石3が交わる外郭は、隅切り状で加工されている。石1と石2の延長は、約1m、幅0.25mで、石1の延長は、約1m、幅0.15mを測る。

各石材は、上面を水平に揃えて据えられているほか、3石の外側の外郭ラインも直線的に整えて加工し、据えられていた。各石材の内郭部分には、径20cm前後の割石が充填した上、上面を平らに整えていた。このことから、割石は石1・石2・石3における裏込め石と考えられる。裏込め石の内側は、橙色系統の粘質土が1層堆積しており、上層面は同じレベルで水平に整えられていた。また、基盤層の直上面に堆積しており、堆積土は硬質であった。さらに、石1・石2・石3の外側は、0.15m程度の段差であることが判った。石3については、石の中央部にて横筋ラインに石材の変色が認められたことから、石の半分が地中に埋まったかたちで構築されたと考えられる。3石の延長線上は、イヌマキ（榎の木）の根の攪乱により、割石のみが検出された。なお、石1・石2・石3は、表面を平滑に整えた痕跡が認められるほか、石3については、石材を切り出した際の矢穴の痕跡が認められる。



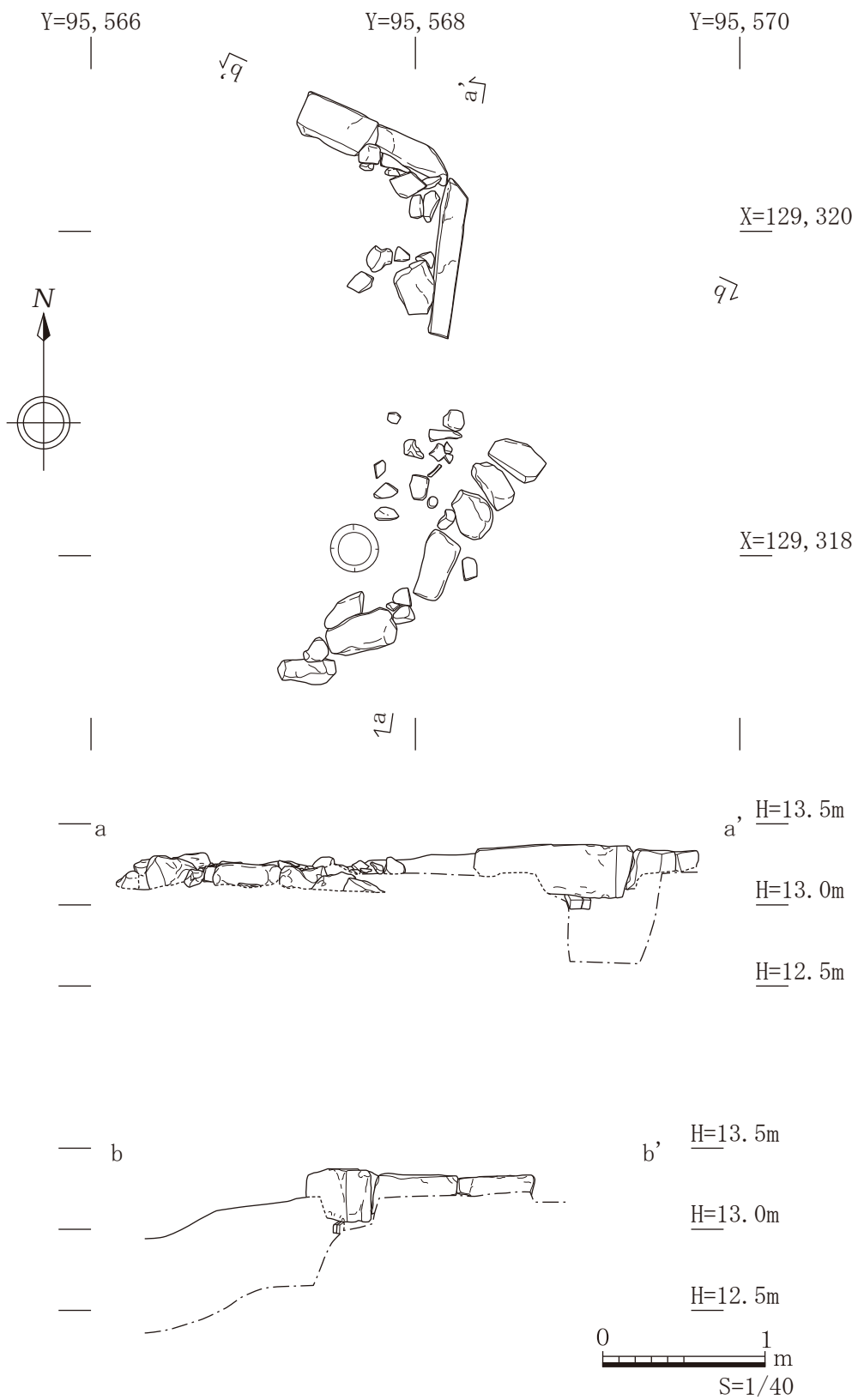
第9図 SX1 (石組遺構)石3実測図

SX2 (石組遺構)

調査区の中央部、SX1の南部で検出した割石からなる高まりである。遺構は、近代整地層を浅く掘り下げ、その中に径30cm前後の割石を南西から北東方向に直線的に並べ、土を盛り上げて南東側に約0.25mの段差を作り出している。規模は、長さ3m、幅約1mを測る。石材の並びは比較的雑である。北側に位置するSX1の石材の並びとは一致しない。しかし、南東方向に展開する枡形区画が想定され、SX2の内側も橙色系統の粘質土が1層堆積しており、上層面も同じレベルで水平に整えられていることから、関連した遺構である可能性が高く、構造上、石組遺構であると想定される。なお、SX1とSX2の使用石材は、地元産出の和泉砂岩を切り出して使用している。



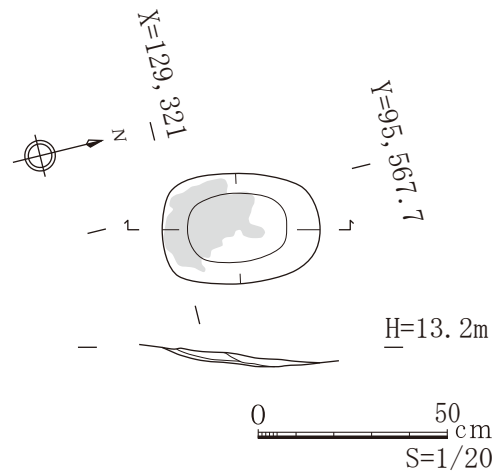
写真4 SX1とSX2 (石組遺構)検出状況 東から



第10図 SX 1・SX 2 (石組遺構) 平面図及び断面図

カマド1

調査区の中央部、S X 1の北東側に後述するカマド2と近接して検出した。北北東方向に焚口をもち、奥行0.4m、幅0.3m、深さ0.05mの小型のカマドである。内部には、炭層が薄く堆積していることが確認された。床の表面は、土色が黒褐色に変色していることが認められた。掘り下げを行った床面では、下部が赤褐色に変色していることが認められた。このことから被熱痕と判断した。

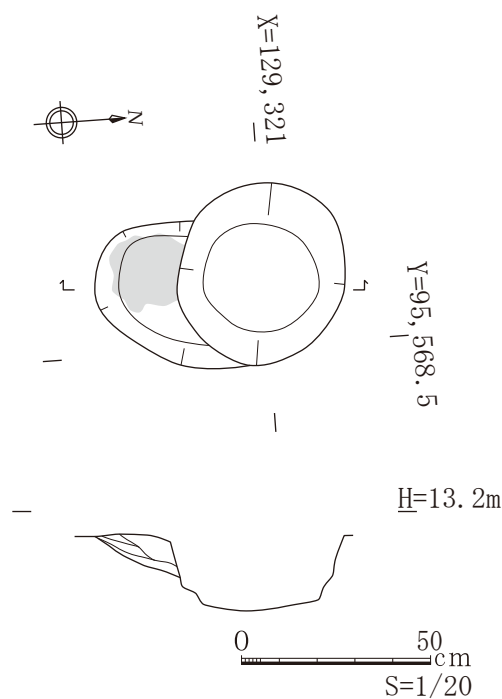


第11図 カマド1平面図及び断面図

カマド2

カマド1の東側に並んで検出された。焚口付近は、攪乱により壊されていた。わずかに、奥行0.5m、幅0.4m、深さ0.2mが残存していた。

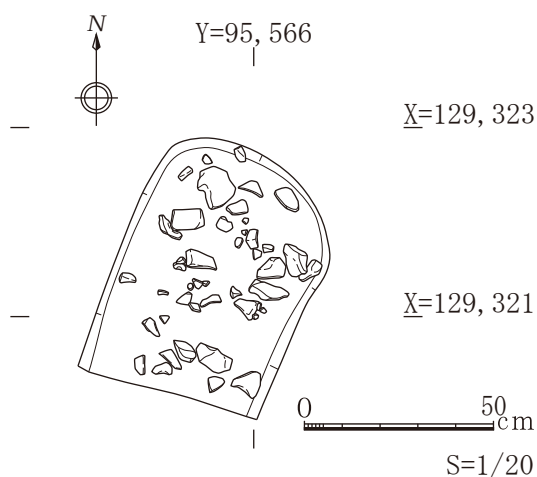
内部は、カマド1と同じく、炭層が薄く堆積して検出された。床の表面は、土色が黒褐色に変色していることが認められた。掘り下げを行った床面では、下部が赤褐色に変色していることが認められた。このことから被熱痕と判断した。



第12図 カマド2平面図及び断面図

S K 1 (土坑)

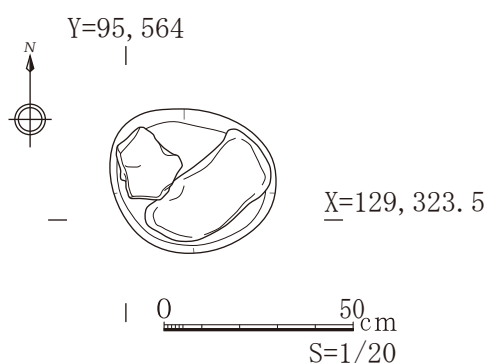
調査区の中央部やや北西寄りで検出した土坑である。南西側は破壊されており、残存長0.7m、幅0.5m、深さ0.1mを測る。埋土内には、和泉砂岩の小片が大量に敷き詰められていた。



第13図 S K 1 (土坑)平面図

S P 1 (柱穴)

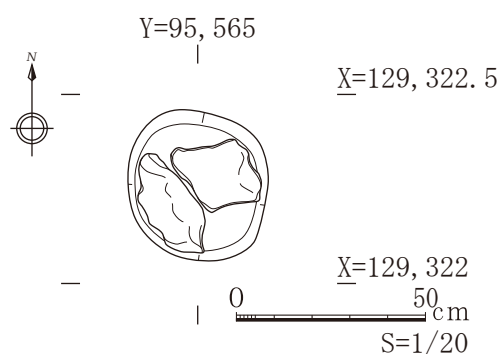
調査区の北東寄りで円形のピットを検出した。径0.4m、深さ0.12mで上面は、後年の開発の影響で取り払われている状態であった。ピット内部の床面に径25cmの和泉砂岩の石が据えられており、上面が水平であることから、柱の礎石と想定され、遺構自体は柱穴と考えられる。



第14図 S P 1 (柱穴)平面図

S P 2 (柱穴)

S P 1 の南東方向1.5mの位置に S P 2 を検出した。円形のピットで、径0.45m、深さ0.25mで、S P 1 と同じく上面は、後年の開発の影響で取り払われている状態であった。ピット内部の床面には、20cmの和泉砂岩の石が2石、水平を保つかたちで据えられており、柱の礎石が想定され、S P 1 と同じく遺構自体は柱穴と考えられる。



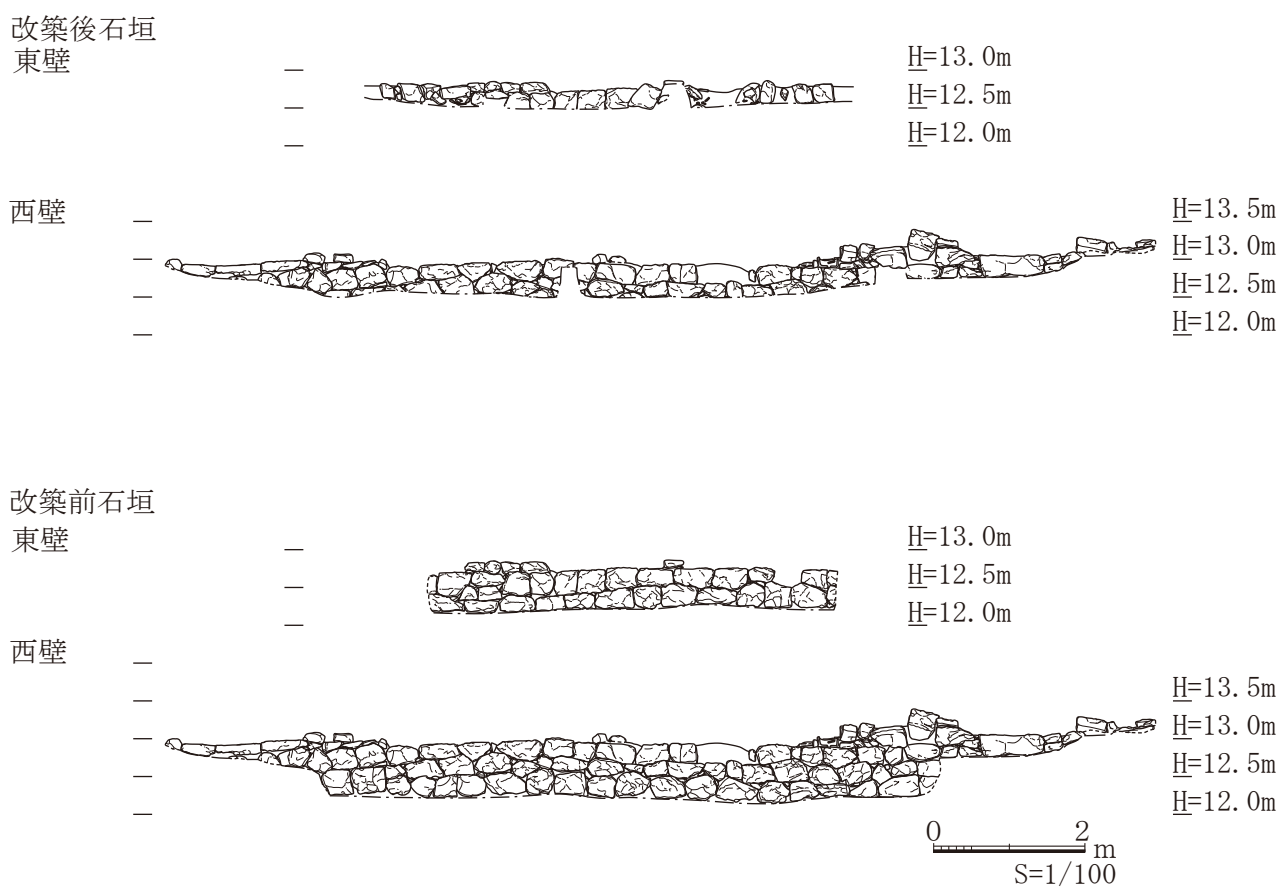
第15図 S P 2 (柱穴)平面図

S D 1 (石組流路)

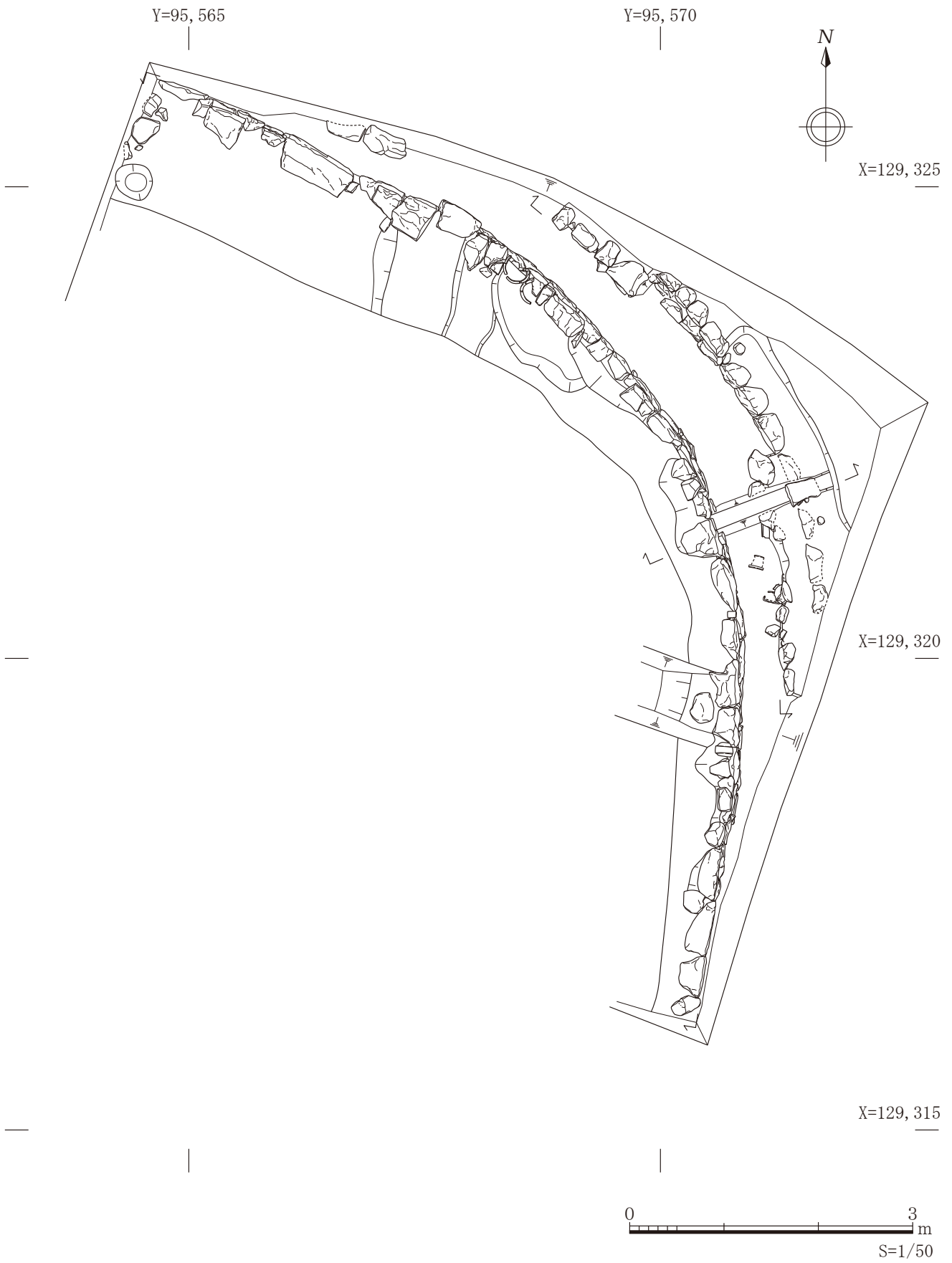
調査区の北東側で検出したS D 1 (石組流路)で、北西から南方に向かって円弧を描きながら流下している。S D 1 (石組流路)は、上端の幅約0.9m、下端の幅0.7m、深さ0.8mを測る。護岸には、20cmから40cm前後の割石が用いられている。S D 1 (石組流路)西側の石垣は、横目地がとおり、3段に綺麗に積み重ねられた切込接布積の石垣であった。一部、石垣が組み合わない箇所については、拳以下の石を間詰石として用いていることが認められた。東側の石垣も西側の石垣と同じく、横目地がとおり、2段に綺麗に積み重ねられた切込接布積の石垣であった。

使用石材は、全て地元産出の和泉砂岩を用いて、割欠いて石面を整えており、石積の隙間や裏込めの石も割欠いた破材が詰め込まれ、ほぼ垂直に切り立った護岸の石垣であることが判った。

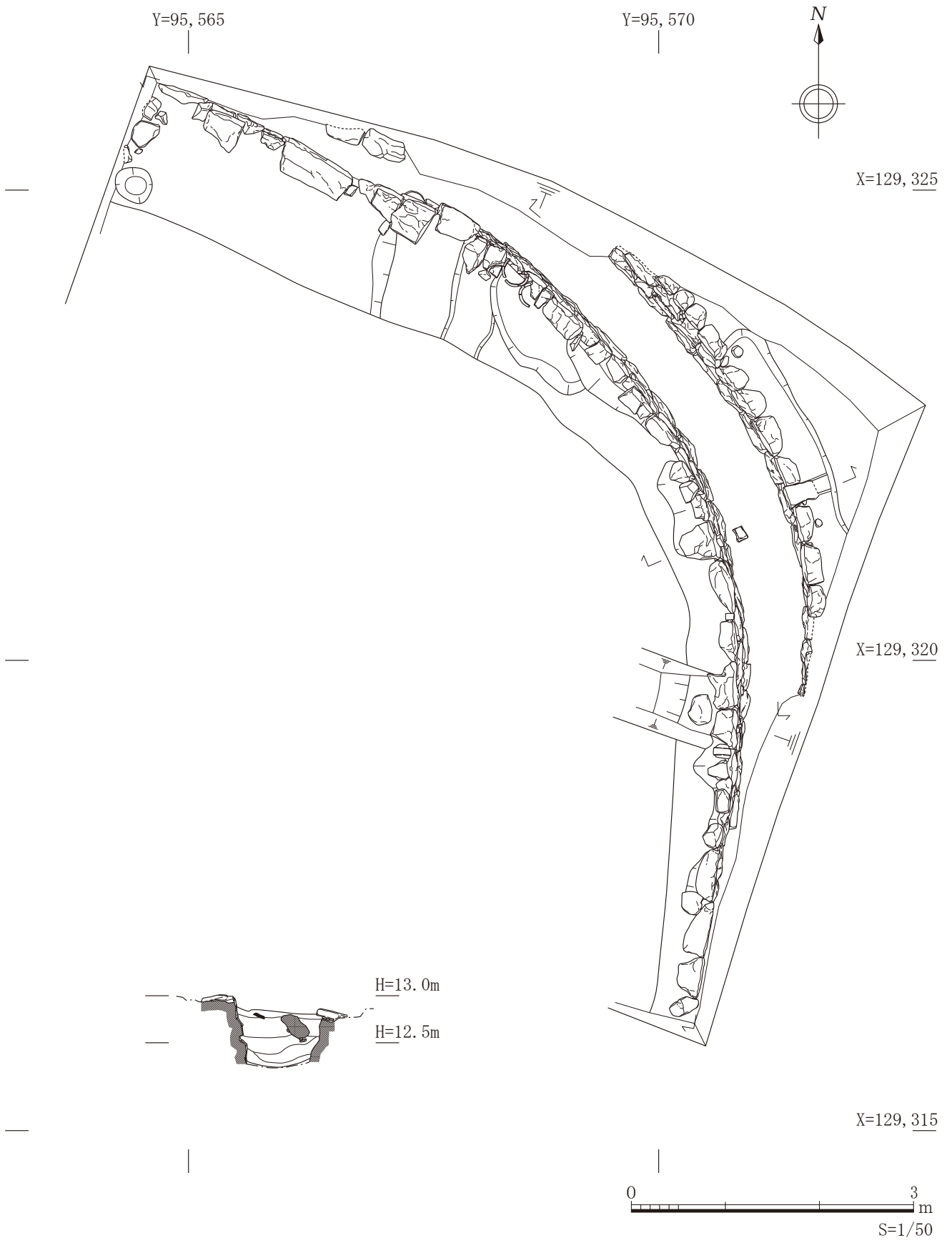
この護岸の石垣には、改築の痕跡が認められ、築造当初の石組流路が半分程度埋没した時点で、東側の石垣の内側に新たに石材を並べ、流路の幅を縮小している。また、西側の石垣の上面も大谷焼の窯道具を代用した痕跡が認められた。縮小した流路の規模は、幅約0.5m、深さ0.4mを測る。新たに足された護岸石は1段のみで、並べ方も雑である。



第16図 S D 1 (石組流路)石垣断面図



第17図 SD 1 (石組流路) 平面図 1 - 1



第18図 SD 1 (石組流路) 平面図 1 - 2

5.出土遺物(写真5・第19図・第20図・第21図・第22図)

出土した遺物の全体量は、以下のとおりである。

遺物総点数 45点

コンテナ 3箱

出土遺物については、陶磁器類、瓦類、窯道具、石材等が出土した。遺物の大半の時期は、近世から近・現代にかけてのものである。とくに出土遺物の大半を占めたのが大谷焼の製品と製作の際に使用される窯道具であった。このことは、調査区を含む大谷地区が大谷焼発祥の地であるとともに、調査区北側の丘陵が大谷焼を



写真5 西側護岸の石垣に転用された大谷焼窯道具

製作していた登窯群があることに起因すると考えられる。出土した大谷焼の窯道具の一部が、石組流路の石垣の一部に転用されていることから、石組流路の築造当初の年代の絞り込みは困難であるが、改築時期については18世紀以降であると考えられる。また、大谷焼の製品と製作の際に使用される窯道具の次に出土量の多かった瓦について、表土以下堆積層で出土した瓦は、近世瓦のみで、それ以前の年代で製作された瓦の出土は無かった。なお、2点のみ須恵器が検出されたが、関係する遺構は認められなかった。調査区の西に位置する東林院穴観音古墳等が立地する丘陵からなだらかに降る場所にあることから、落ち込みが想定される。

TRI-01～TRI-03

大谷焼の徳利の完形品である。TRI-01とTRI-02は、文字が記されていることから醤油や酢を入れる用途で製作された壺であることが判る。TRI-03は、文字が記されていないため、詳細な使用用途は不詳ながらも形状が酷似していることから、類似の使用用途で用いられた壺であると想定される。

TRI-04

TRI-04は、器種は不明である。外側だけでなく内側にも釉薬が丁寧に塗られていることから、口縁端部が広い形状のもので、水を溜める目的のもと制作されたことが判る。

TRI-05～TRI-08

登窯にて大谷焼を製作する際に使用される窯道具である。窯台という。登窯内は、高さがあるため上と下で温度差が生じる。上は、1300度、下は1100度と200度の開きを生じるため、登窯内の中心で大谷焼を焼くために窯台を使用し、高低差を調整する。よって、窯台によっては長さが異なるものがある。窯台も同じ土で製作されているため、焼く際に大谷焼と接合してしまう恐れがあるため、焼く際は、窯台の上に砂を使用し接合

しないようにして使用する。

TRI-09

さやといい、登窯で大谷焼を焼く際、窯内には灰が充満し、この灰が大谷焼の製品に付着してしまうのを避ける必要性のある製品に使用する窯道具である。形状は円柱状の蓋付の箱形で、中に製品を入れて灰がかからないように蓋をし、焼き蒸す。

TRI-10

内側に焼けた痕跡が認められることから、TRI-10は燭台である。

TRI-11、TRI-12

TRI-11は、形状から湯呑茶碗と考えられるが、口縁端部に砂利が付着し、付が甘いことから、焼く際に誤って砂利が付着したと考えられる。使用する際、この砂利が口元にあたることで負傷する可能性が高いため、製品としては失敗作と考えられる。TRI-12も湯呑茶碗と考えられ、砂利等は付着しておらず、製品として実際使用されたとは考えにくい。

TRI-13

皿の外側と内側、底部裏に丁寧に釉薬が均一に塗られており、普通の皿とは考えにくい。出土地が寺院であることを考えると、仏具の一種で灯明皿と考えられる。

TRI-14～TRI-19

染付類で、いずれも近世の整地層からの出土である。18世紀頃の製作と考えられる。

TRI-20

三巴文軒丸瓦で、尾が右、時計回りに延びる。時期的分布は18世紀後葉から19世紀中葉に中心がある。巴頭部は点状に小さくなく大きく、巴尾部が少し短いことから17世紀後葉に出現し、18世紀中葉から19世紀中葉に分布の中心がある。文殊数は16を数えることから、17世紀から19世紀中葉まで分布する。瓦当は14.5cmを測ることから、17世紀から19世紀中葉に増加がみられるが、18世紀前葉に空白期が存在する。また、キラ粉が認められることと、近世の整地層からの出土であることを鑑みると、TRI-20は、19世紀中葉の製作と考えられる。

TRI-21

三巴文軒丸瓦で、尾が左、反時計回りに延び、巴頭部は点状に小さくなく大きく、巴尾部が少し短い。文殊数と瓦当は破片であるため不詳である。燻銀が全体的にみられ、SD 1（石組流路）北側の攪乱堆積土、第2層上面からの出土であることを鑑みると、広場となる前の建物瓦と考えられる。

TRI-22

碎片であることから、正確な時期は不詳である。石組遺構の裏込めに使用されていたことから近世以降に製作された瓦と考えられる。

TRI-24・TRI-25・TRI-27～TRI-29

いずれも近世の整地層からの出土の丸瓦である。後述するTRI-31と同様に出土したことから、18世紀後葉の製作年代が相当であると考えられる。

TRI-23・TRI-26・TRI-30

TRI-30は、試掘・確認調査時、調査区南東端、東側の石垣の内側の近世の整地層を掘り抜き、北西から南東に緩やかに下る基盤層上面にて出土した丸瓦である。形状は、頸部から尻部に向かって広がる扇状を呈している。丸瓦の凹面に布当て痕が認められる。尻部に滑らかな水平方向の痕跡が2条残っていることや、尻部に鉄線が認められることから、コビキB痕と考えられる。頸部に段落ちで玉縁が剥離した痕跡が認められることから、半行基丸瓦と考えられる。遺構検出作業を行ったが湧水を伴ったため、明瞭な遺構検出には至らなかった。また、TRI-23・TRI-26も同層内からの検出で、TRI-30と同形状同色である。この3つの丸瓦は、裏表ともに被熱痕がみられることから、焼け落ちて堆積したのと考えられる。TRI-23・TRI-26・TRI-30は、形状から他の瓦と製作年代が1世紀古い17世紀製作の丸瓦であると考えられる。

TRI-31

けらば瓦で、主に切妻屋根や片流れ屋根の外壁から出っ張っている屋根部分の雨樋がついていない側に使用される瓦で、日当たりの調整や、外壁の劣化防止、雨漏り防止のため使用される。キラ粉が多く含まれていることから18世紀後葉と考えられる。

TRI-32、TRI-33

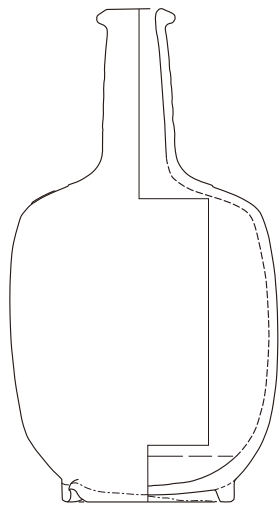
唐草文軒平瓦である。キラ粉が確認できるほか、文様の簡略化が顕著であることから、18世紀以降の製作年代が相当であると考えられる。

TRI-34～TRI-43

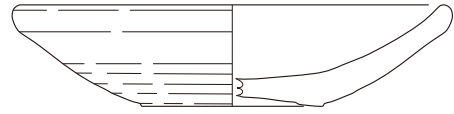
いずれも近世の整地層からの出土の平瓦である。丸瓦等に交じり出土していることから、18世紀後葉の製作年代が相当であると考えられる。

TRI-44～TRI-45

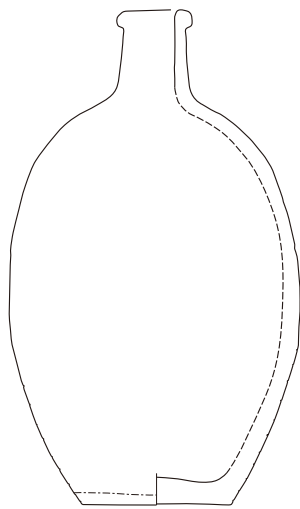
TRI-44は、須恵器の坏身で6世紀中頃から後葉と考えられる。TRI-45は、10世紀から11世紀製作の中世須恵器の甕である。



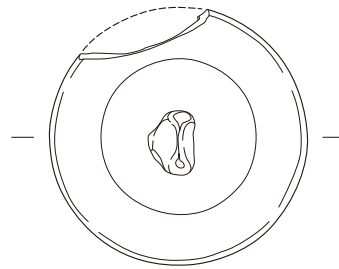
TRI-01



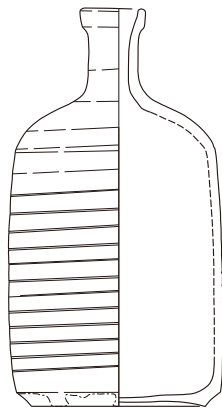
TRI-13



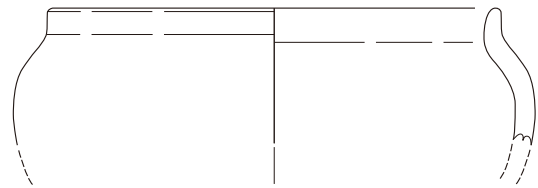
TRI-02



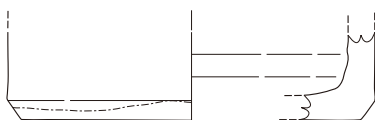
TRI-10



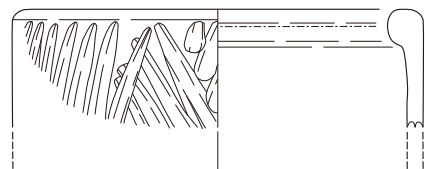
TRI-03



TRI-11



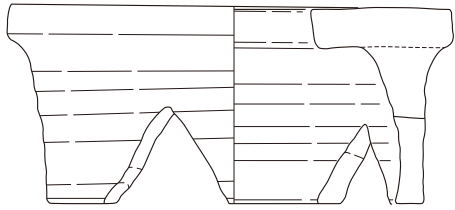
TRI-04



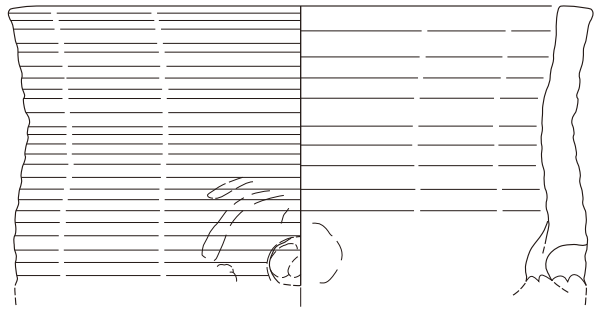
TRI-12



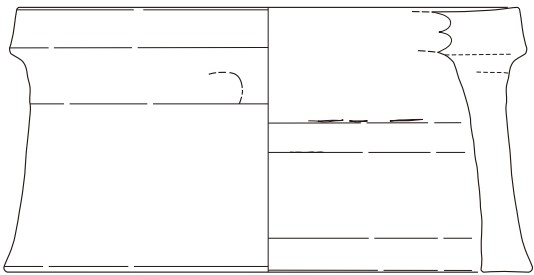
第19図 大谷焼及び窯道具実測図



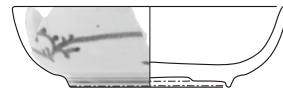
TRI-05



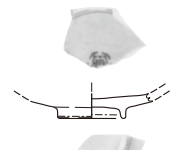
TRI-09



TRI-06



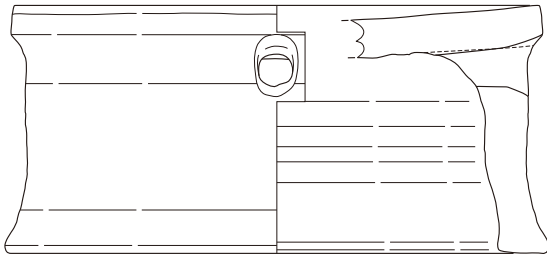
TRI-14



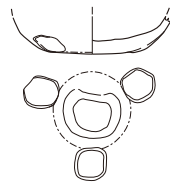
TRI-16



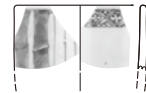
TRI-17



TRI-07



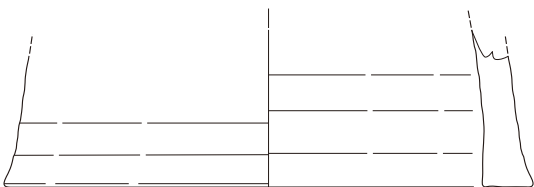
TRI-15



TRI-18



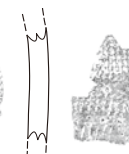
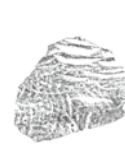
TRI-19



TRI-08



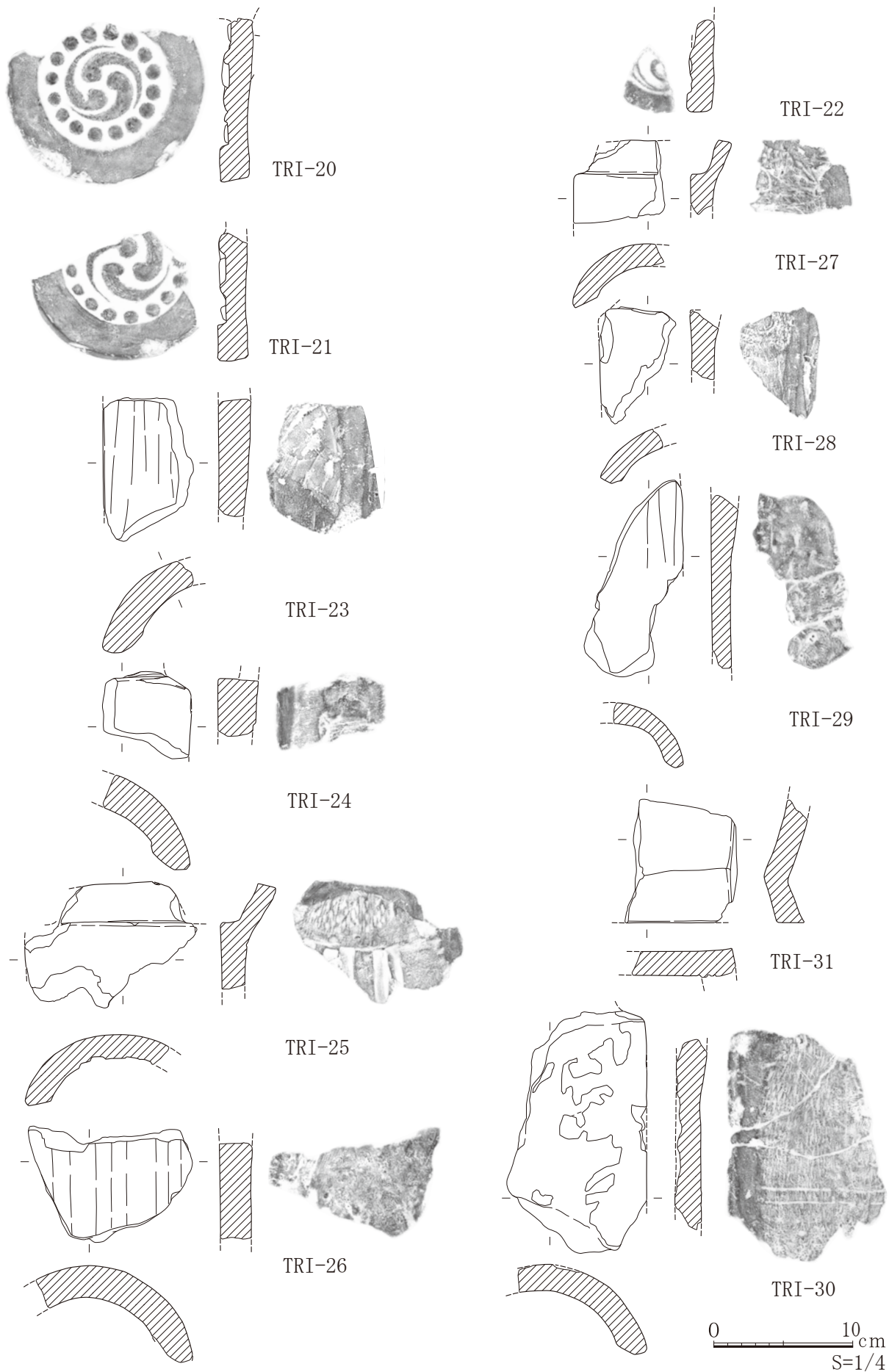
TRI-44



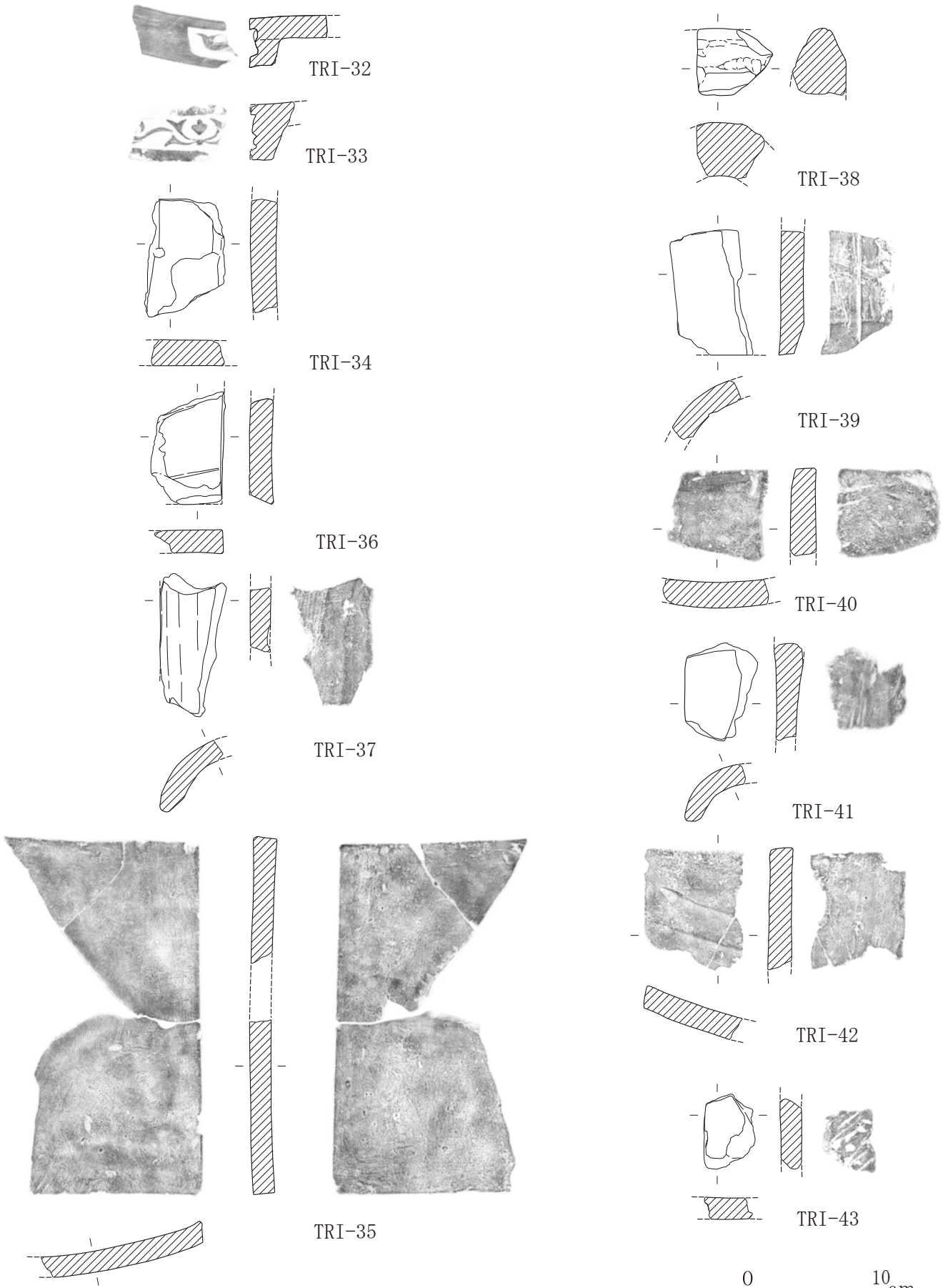
TRI-45



第20図 窯道具及び須恵器実測図



第21図 軒丸瓦・丸瓦・けらば瓦実測図



第22図 軒平瓦・平瓦実測図

第5章 大谷焼

1. 大谷焼の歴史

「黒焼物由来記」^{註10}に、安永9（1780）年5月18日、豊後国の文右衛門^{註11}（生没年不詳）とその妻と子が四国遍路の風体で、山田（大谷字山田、以下「山田」という）の地に来て、一夜の宿をこうた。その際、庄屋の森是助（1719～1811）^{註12}が訪れて、文右衛門の職を尋ねたところ、「焼物細工仕者」と答えたため、製作を依頼した。文右衛門は、蟹ヶ谷口（鳴門市大麻町大谷字西山谷）の赤土を練り、火消壺や大和風呂の類を素焼きにて製作し、山田に素焼窯を築造した。6月上旬には、肥前国の連房式登窯を真似た瓶窯を築造し、讃岐国から瓶作りの陶工^{註13}を雇って製作を開始した。これが徳島藩主、蜂須賀治昭（1758～1814）の耳に入り、山田に役所のほか、細工場や納屋、文右衛門の居宅、日雇い人部屋、土漉場、唐臼場を建設し、8月下旬には完成した。あわせて、肥前国から陶工を招き、材料については、肥前国長崎から絵薬、肥前国天草から薬石、薩摩国と日向国からゆす灰等を購入させた。大谷等の地元をはじめ、讃岐国からも日雇い人を雇い、天明元（1781）年4月、染め付けの磁器を生産した。これが藩窯の起源である。

藩窯のその後については、豊田瓠庵氏によると、他国の者を高給で雇い入れたことや、材料費の高騰が原因で3年の間に損失を招き廃止となったと言及している^{註14}。

廃止後は、豊田氏によると、藩窯で会計役と窯場の監督をしていた加屋文五郎^{註15}（生没年不詳）が再興を図り、信楽焼の瓶作りの陶工、忠蔵と出会い、信楽焼の陶法に習い阿波の土と薬を用いる方法を弟である納田平次兵衛に修練させたという^{註16}。なお、「陶器由来書」^{註17}に忠蔵は、天明4（1784）年に大谷へ招かれて、信楽焼の技術を伝えた。平次兵衛は、これを習い覚えて窯を築造したことが、国元に知れ、滞在50日で国元に召し捕らえられた。平次兵衛は、天明4年に石園（鳴門市大麻町大谷字石園）の源右衛門（生没年不詳）の出資で、民窯を築き、鳴門市大麻町萩原の陶土と、鳴門市大麻町姫田の土を釉薬に使い、黒褐色の甕や壺等、日常雑器を焼いた。

寛政2年ないし寛政3年頃、加屋文五郎こと笠井惣左衛門と木具屋伊九郎（生没年不詳）両名が元入れとなって、これら焼物を一括買取して販売する独専的な制度を試み、売捌責任者は、納田長之助（生没年不詳）、手代は巻右衛門（生没年不詳）を当たらせた。これが購買販売制度のはじまりと豊田氏は言及している^{註18}。明治時代後半から殖産興業の波に乗って次第に発展するが、同時期、愛知県の常滑や瀬戸地方で陶磁器の大規模な工業生産が始まると、その影響を受け、大正中期頃から段階的に窯元が廃業していった^{註19}。戦後の民芸ブームによって徐々に息を吹き返し、現在は、巨大な登り窯や蹴りロクロにて製作される大物作りの製作技術等から、平成15年9月10日付けで、伝統工芸品（経済産業省大臣指定）となっている。

以上が時系列的に整理した大谷焼の歴史である。創業時、大谷焼は大谷焼と呼ばれていない。「納田古記録」^{註20}には、黒焼物、唐津焼、南京唐津焼等と様々な呼称で記され

ている。また、同じ技法で大谷だけでなく鳴門市大麻町池谷や板野町川端、鳴門市撫養町黒崎の黒崎窯、徳島市に所在する山塊、眉山周辺で焼かれていた「かめやき窯」等がある。起源は、山田にて文右衛門が素焼窯にて素焼きの焼物を製作したことがきっかけといえる。その技術を継承し、肥前国の連房式登窯を真似た瓶窯を築造し、あわせて讃岐国から瓶作りの陶工を雇って製作を開始した。それが藩窯に継承され、染め付けの磁器と器種の異なるものになった。しかし、磁器生産は結果的に損失を生じてしまい、3年程で廃業した。この技術を民で継承できないかと考えた文五郎が再興を計り、信楽焼の陶工である忠蔵を招き、忠蔵の技術を継承した平次兵衛が民釜を築き製作を開始した。文五郎は、これを販売すべく購買販売制度を導入したことで、各地域へ大谷焼が伝播するとともに、生産の拡大に繋がり、技術も各地域へ伝播したと考えられる。現在の大谷焼は、信楽焼の陶法を真似たもので、きっかけは文右衛門であるが大谷焼の創始者となると忠蔵ということになる。平次兵衛は、阿波の人で、はじめて忠蔵からその技術を継承し、大谷焼の基となった焼き物を焼いた人という位置づけになる。

2. 大谷焼の窯元と窯印(第2表)

文五郎によって普及した大谷焼であるが、窯元は山田を中心に大谷に集中し、近隣地域にも、大谷役の製作技術を継承したと考えられる窯元がある。窯元については、現在、廃業し姿を留めていない窯跡もあるが、豊田氏が確認した窯元^{註21}を現況と照らしあわせ、そのうち、窯元名、窯印、場所を記したのが第2表である。なかには短期間で廃業した窯元や、個人的に製作したり等、報告にあがっていない窯元が存在する可能性がある。豊田氏の報告^{註22}では、鳴門市撫養町立岩に瓶窯が築かれていたと記載しているが、踏査の結果、現在その場所を特定することはできなかった。

また、昭和15年頃、戦時統制の一環として池谷駅の近くに「阿波陶器製造業組合」が設立された。のちに大谷井利の肩に移され、昭和17年に「阿波陶器工業組合」と改称され、事務所は堀江商事株式会社に併置された。その後、昭和19年に「徳島県陶磁器統制組合」と改称し、池谷字柳の本に移したが、昭和21年に解散命令により解散した。同時期に窯元の企業合同として、昭和18年に政府により発表された「戦力増強企業整備要綱」により、堀江商事株式会社に事務所を置く「阿波陶器工業株式会社」と、「日本住宅営団」に当時営業していた窯元が統合された^{註23}。これらは、窯元ではなく、組合で、窯元は組合が陶器の協定価格等を決めないと、自由に大谷焼を販売することができなかった。大谷焼の製作自体は、この時期、組合に属する各窯元で制作されていた。なお、窯のうちいくつかの窯は、経営者が変わるとその窯名の呼称が変更されている。その場合、ナンバリングに関しては、1つの窯とし、窯元名及び創業時期の項目で元々の窯名とその後の呼称変更した窯名を分類した。また、鳴門市内の窯元については、大字からの表記とした。

No.	窯元名及び創業時期	窯印	場所
1	大谷焼藩窯 (天明元年～天明3年)	大	大谷字西山田
2	元窯		大谷字西山田
	藩窯 (天明元年～天明4年)		
	納田窯 (天明4年～幕末)	山 入 森 田	
	森窯 (幕末～明治)	森	
	松崎窯 (明治～昭和19年)	全	
	日本住宅営団 (昭和19年～昭和24年)		
3	納田丈五郎窯 (幕末～明治43年)	山 入 森 田	大谷字西山田
	田村窯 (明治43年～現在)	田	
4	渡辺廉太郎窯 (明治25年～明治43年)		大谷字西山田
	吉岡・中川・石橋窯 (明治43年)		
	石橋窯 (明治44年～昭和5年)	全 全	
5	松浦詮一窯 (明治44年～大正8年)	上	大谷字西山田 *現在：大谷字東山谷
	大西窯 (大正8年～昭和43年)	西	
	大西窯 (昭和43年～現在)	西	
6	古林幸三郎窯 (明治34年～大正2年)	全	大谷字西山田
7	伊月光五郎窯 (明治40年～大正2年)	西	大谷字西山田
	山下窯 (大正2年～昭和34年)	全	
8	滝野窯 (明治21年～)		大谷字東山田 *現在：大谷字東山谷
	佳実窯 (～現在)		
9	百道道平窯 (明治中期～明治45年)	全	大谷字井利ノ肩
	矢野窯 (不詳)		
	森窯 (明治45年～現在)	伊 田	
10	百道熊蔵窯 (元治元年頃～明治8年)		大谷字東山田
	矢野窯 (明治8年～現在)	全 全 田 田	
11	伊勢津蔵窯 (明治初期～明治中期)	伊	大谷字東山田
	泉窯 (明治中期～昭和18年)	泉 泉	
	日本住宅営団 (昭和19年～昭和24年)		
12	梅里窯 (昭和後期頃?～現在)		大谷字道の上
13	中川万吉窯 (明治41年～昭和19年)	万	大谷字西台
	阿波陶器工業株式会社		
	水野・石橋窯 (～昭和27年)		
14	郡弥三郎窯 (明治初期～昭和6年)	郡	池谷字大石
	池谷窯 (～昭和15年)		
15	山口窯 (不詳～明治32年)		池谷字大石
16	森本窯 (不詳～明治年間)		池谷
17	石橋窯 (明治43年～昭和年間頃?)	大 谷	姫田字森崎
18	高島窯 (近世)		高島字山路
19	高島窯 (近世)		高島字中島
20	黒崎窯 (明治初期頃?～廃業年不明)	全	黒崎字磯崎
21	木津窯 (天明初期)		撫養町木津
22	中山窯 (天保年間)		木津字中山
23	萩原窯 (明治初期)		大麻町萩原
24	折野窯 (不詳)		北灘町折野
25	喜三郎窯 (天明末頃)		板野町川端
26	奥谷窯 (寛政年間～大正10年)	奥 谷	板野町川端字門井
27	新宮窯 (大正初期～大正10年)		板野町川端字門井
	一橋窯 (大正10年～昭和48年)		
28	古川窯 (大正初期～昭和44年)	全	板野町川端字門井
29	眉山かめやき窯 (明治時代～廃業年不明)		徳島市二軒屋町
30	折野窯 (江戸期～明治期)		阿南市新野町

第2表 大谷焼の窯元と窯印一覧

3. 東林院遺跡出土の大谷焼

東林院遺跡から出土した大谷焼の製品8点のうち完形で出土した3点の徳利のうち、TRI-1、TRI-2には文字があり、以下に述べる。

大谷焼徳利(醤油・酢)TRI-1

口縁端部は、丸みをもたせたのち、口首部で萎みをみせるも、基部に向かって少し円柱状に膨らみをもつ。平均径4cmを測る。基部から体部に向かって膨らみ平均径12.5cmの四面のフラット面をもった四角柱状となる。そこから底部に向い萎み円柱状となり高台に至る。高台の平均径は9cmを測る。四面のフラット面に釉薬によって文字を記し、それぞれ「大谷」・「醤油」・「伊月」・「酢」と記されている。「醤油」・「酢」の語から、「醤油」や「酢」を入れる徳利として利用されたことが判る。問題は「大谷」と「伊月」である。「大谷」の語は、大谷焼の産地が大谷であることから徳利に「大谷」と記したのか、第2表15の石橋窯の窯印が「大谷」であることから、どちらを意図して記したのか判断に難しい。しかし、石橋窯は、明治43年創業で昭和年間に廃業しており、年代は現代である。出土地点は、近世の整地層であることから、この大谷焼徳利(醤油・酢)TRI-1が石橋窯の製作品である可能性は極めて低い。よって、「大谷」は地名をさすものと考えられる。次に「伊月」の語であるが、「伊月」から明治40年から大正2年まで窯業を営んでいた伊月光五郎窯が想定される。しかし、伊月光五郎窯の窯印である窯印と異なることと製作時期から、「伊月」は、発注者である可能性が高い。

大谷焼徳利(酢)TRI-2

口縁端部は、丸みをもたせたのち、口首部で萎みをみせるも、基部に向かって少し円柱状に膨らみをもつ。平均径3.5cmを測る。基部から体部に向かって膨らみ平均径12.0cmの円柱状となる。そこから底部に向かって萎む。体部の円柱面に釉薬を削って「酢」・「池」・「↑」と刻まれている。「酢」の語から、「酢」を入れる徳利として利用されたことが判る。「池」の語についても略称していることから地名と考えられる。鳴門市において「池」のつく地名は、大字で「池谷」、小字で「池」が存在する。小字「池」は、鳴門市大麻町姫田字池で現在、耕作地であるが、それ以前は池であった場所である。窯元とは考えにくい。「池」の語は、鳴門市大麻町池谷を示すと考えられる。池谷の窯元は、池谷字大石で明治初年から昭和6年まで操業していた郡弥三郎窯、創業時期が不詳であるが、その窯を利用した池谷窯がある。ここで気がかりなのが「↑」の語である。特殊記号にみえる。窯印と考えられるが、第2表に存在しない。池谷で確認されている大谷焼の窯元で窯印は、郡弥三郎窯の時代に認められるが、池谷窯の時代の窯印については不詳である。池谷窯の可能性を見出したいところであるが、大谷焼徳利(酢)TRI-2の出土地点が近世の整地層なので、池谷窯製作であると近代となり、その可能性は低い。新たな窯印の発見であるが、比較資料が少ない以上、今後の類例発見の追加を望みたい。

第6章 総括

(写真6・写真7・写真8)

令和3年度の調査では、近世の整地層の上面で、近世の遺構群を検出したが、これ以前の遺構について確認することができなかった。このことは現時点で、東林院遺跡が近世を中心とした遺跡であることが明らかになったとともに、近世から現代にかけて東林院の寺域の変遷について重要な資料を把握することができたといえよう。以下、調査で明らかになった点を概説する。

調査区の地形は、基本層序で示したとおり、調査区の自然地形が北西方向から南東方向に下がる地形であることが判った。近世造成土と以降の時期は、その上にオリーブ褐色系の土砂を盛り上げ、平坦面を造成している。造成土からは、江戸時代後期の大谷焼片や染付等が出土していることから、この時期の造成と考えられる。したがって、この造成面に構築された石組遺構やカマド、土坑、ピット等の遺構群は、この時期以降のものであることが判る。

同様に調査区の東側で検出された石組流路も、この造成土の上面から構築されている。石組流路の石積掘形からは、18世紀以降の登り窯で製作された大谷焼の製品や窯台が出土している。このことから石組流路の構築年代を18世紀以降とみることができる。この石組流路は、窯台を石垣の上面にはめ込み石垣の石材の代用品として転用した粗い積み直しの痕跡が認められる。よって、積み直された石垣は、18世紀以降と考えられる。積み直し以前の石組流路については、裏込め石に大谷焼の製品や窯道具を用いておらず、石材のみで構築しているが、18世紀以降の瓦が出土したことから18世紀の構築と考えられる。なお、この石組流路が構築されている堆積層を試掘・確認調査では、掘り下げている。この際、造成土下位の基盤層（丘陵）上面から出土した瓦がTRI-30である。出土時、湧き水を伴ったため、明瞭な遺構の検出には至らなかったが、製作年代は17世紀に相当する。18世紀以前、伽藍配置や堂宇建物の内容については不詳な点が多いことから、今後、東林院の伽藍の変遷を考える上で貴重な遺物の1つである。

さらに、この石組流路は、調査区内で北西から南方向に円弧を描きながら、流下していることが明らかとなった。この石組流路の上流側の延長部には、現在の鐘楼を含めた境内地の北端が位置している。また、下流部の延長には、本坊正面の広場と東側に一段下がる駐車場の広場との段差があり、この境にある段差の裾部に石組流路が設けられていたと考えられる。即ち、石組流路は本来、東林院境内の中核部を画する溝であったとみられる。調査区で検出された石組流路は、境内地の北東コーナー部分であったものと考えられる。したがって、この石組流路は、東林院の伽藍が現在の配置になって以降の造作物であるといえる。

このほか、石組流路の内側にて検出された石組遺構は、角柱状の石材をL字状に敷き並べた遺構で、堂宇建物を支える基壇であると考えられる。ただし、石組の内角が約115度と直角より開いていることと、交差部の外角が隅切り状に加工されていることか

ら、建物の土台が直接この石列に沿って乗せられていたとは考えにくい。このことから、建物の基壇の外装とみるべきと考える。あわせて、南に繋がる高まりも同様に、建物の基壇を取り巻く外装施設とみることができる。

石組流路と基壇の外装の廃絶時期について、大正7年の時点では茅葺建物が調査区上に建っており、この民家の建築年代は不詳であるが、平成26年末までに解体されている。出土遺物については、近世の登り窯にて制作された大谷焼のほかにガラス瓶等が出土したことから、大正7年以前に近世の遺構群も廃絶したと考えられる。



写真6 東林院 大正7年頃撮影^{註24}



写真7 東林院 昭和13年以前撮影^{註25}



写真8 東林院本坊前、正面古民家(調査区) 平成18年10月撮影

註

- (1) 本書の表紙や題目等は、これに習い“東林院遺跡”とした。
- (2) 『徳島県遺跡地図』徳島県教育委員会 平成18年 57面のうち12面参照。
- (3) 宮田竹三『堀江荘史』大正7年 34頁及び、板野郡教育会『板野郡誌 下巻』名著出版 昭和47年 751頁参照。
- (4) 「阿波志」国立国会図書館デジタルコレクション コマ番号57参照。
- (5) 「東林院」『歴史散歩③ 徳島県の歴史散歩』山川出版社 平成21年 66頁参照。
- (6) 鳴門市史編纂委員会『鳴門市史 上巻』 鳴門市 昭和51年 112頁参照。
- (7) 『徳島の文化財』徳島県教育委員会、徳島新聞社 平成19年 82ページ参照。
- (8) 註(5)236頁参照。
- (9) 註(2)参照。
- (10) 複写本「黒焼物由来記」鳴門市市民生活部文化交流推進課所蔵
- (11) 「黒焼物由来記」には、「文右エ門」とある。
- (12) 森是助の墓に「文化八〇未年二十九月」、「壽九二」と刻まれていることから、没年が文化8(1811)年であることが判り、そこから年齢92を引くとで、生年は享保4(1719)年であることが判る。
- (13) 「黒焼物由来記」には、「細工人」とあるが「陶工」に同じである。本書では「陶工」にて統一表記する。
- (14) 豊田瓠庵『阿波の焼物 大谷焼』日本陶磁協会徳島支部 昭和44年 16頁参照。
- (15) 註(14)89頁に加屋文五郎の別名として、加賀屋文五郎、加賀屋惣左衛門、笠井惣左衛門という。
- (16) 註(14)16頁から17頁参照。

- (17) 複写本「陶器由来書」鳴門市市民生活部文化交流推進課所蔵
- (18) 註(14)17頁参照。
- (19) 鳴門市史編纂委員会『鳴門市史 下巻』 鳴門市 昭和63年 475頁参照。
- (20) 複写本「納田古記録」鳴門市市民生活部文化交流推進課所蔵
- (21) 註(14)94頁から108頁参照。
- (22) 註(14)94頁から108頁参照。
- (23) 註(19)516頁～518頁参照。
- (24) 註(3)所載。
- (25) 宮田竹三『堀江荘史』昭和13年再刊所載。

参考文献

- 栗林誠治「徳島城下町出土三巴紋軒丸瓦の分類と編年」『徳島県埋蔵文化財センター研究紀要 真朱10』徳島県埋蔵文化財センター 平成24年 71頁から81頁参照。
- 豊田瓠庵『阿波の焼物』日本陶磁協会徳島支部 昭和42年
- 豊田瓠庵『阿波の焼き物“大谷焼”普及版 大谷焼の謎を解く』日本陶磁協会徳島支部 昭和44年

圖 版

図版1 調査区全景



航空写真－東林院全景－



航空写真－東林院遺跡全景－



東林院遺跡(調査区) 北東から



東林院本坊と東林院遺跡(調査区) 北西から

図版2 重機掘削作業及び遺構検出作業



重機掘削作業



遺構面検出作業

図版3 検出遺構



基壇



カマド



土坑



柱穴

図版4 石組流路



石組流路 南東方向



石組流路 北西方向



大谷焼徳利(醤油・酢) TRI-01



大谷焼徳利(酢) TRI-02



大谷焼徳利 TRI-03



大谷焼(器種不明) TRI-04



窯台 TRI-05



窯台 TRI-06



窯台 TRI-07



窯台 TRI-08



さや TRI-09



燭台 TRI-10



大谷焼湯飲茶碗 TRI-11



大谷焼湯飲茶碗 TRI-12



大谷焼灯明皿 TRI-13



染付 TRI-14



磁器 TRI-15



染付皿 TRI-16



磁器小皿 TRI-17



染付湯飲茶碗 TRI-18



皿 TRI-19



三巴文軒丸瓦 TRI-20



三巴文軒丸瓦 TRI-21



軒丸瓦 TRI-22



丸瓦 TRI-23



丸瓦 TRI-24



丸瓦 TRI-25



丸瓦 TRI-26



丸瓦 TRI-27



丸瓦 5 TRI-28



丸瓦 TRI-29



丸瓦 TRI-30



けらば瓦 TRI-31



唐草文軒平瓦 TRI-32



唐草文軒平瓦 TRI-33



平瓦 TRI-34



平瓦 TRI-35



平瓦 TRI-36



平瓦 TRI-37



平瓦 TRI-38



平瓦 TRI-39



平瓦 TRI-40



平瓦 TRI-41



平瓦 TRI-42



瓦 TRI-43



坏身(須惠器) TRI-44



甕(中世須惠器) TRI-45

報告書抄録

ふりがな	とうりんいんいせきはくつちょうさほうこくしょ						
書名	東林院遺跡発掘調査報告書						
副書名	弥勒堂建設事業に伴う埋蔵文化財調査						
巻次							
シリーズ名	鳴門市文化財調査報告書						
シリーズ番号	第13集						
編著者名	藤川 大						
編集機関	鳴門市						
所在地	〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地 TEL:088-684-1150						
発行年月日	2022年6月30日						
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	遺跡番号	北緯 34°09'42"	調査 期間	調査 面積	調査原因
とうりんいんいせき 東林院遺跡	とくしまけんなんとし 徳島県鳴門市 おおあさちょうおおたに 大麻町大谷	202	-	東経 134°32'11"	2020.10.26 2020.12.4 2021.10.6 2021.10.22	80㎡	弥勒堂建設 事業
所収遺跡名	種別	主な時代		主な遺構		特記事項	
東林院遺跡	寺院	近世		石組遺構 カマド 土坑 柱穴 石組流路			
要約	<p>東林院遺跡は、弥勒堂建設事業に伴い、計画地が東林院古墳群・東林院穴観音古墳に近接するため、試掘・確認調査を実施した。当初、古墳に関する遺構遺物を想定して調査を行ったが、近世の遺構遺物を検出したため、本発掘調査に切り替えた。その結果、石組遺構や石垣を伴う流路が検出された。基壇を伴うことから、寺院に関係する建物と考えられ、調査区では、その北端を検出した。出土遺物から18世紀頃の構築物であることが判った。また、基壇の外側では、北西から南方向に円弧を描きながら、流下する石垣を伴う流路が検出された。石垣は、構造から18世紀以降とみられ、改築の痕跡があった。改築には大谷焼の窯道具を転用していることから、改築後の石垣は18世紀以降とみられる。これらの遺構の位置関係から、現在の本坊前に18世紀頃、寺院に関する建物の存在が明らかとなった。古写真から大正7年以前には、これら近世遺構は廃絶したと考えられる。今後、東林院の伽藍配置を考える上で貴重な成果の1つとなった。</p>						

鳴門市文化財調査報告書 13

東林院遺跡発掘調査報告書

－弥勒堂建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査－

2022年6月30日 発行

発 行 鳴門市市民生活部文化交流推進課
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170
〒772-8501 TEL: 088-684-1150(直通)
FAX: 088-683-0237

印 刷 株式会社 WORKER
徳島県鳴門市大津町矢倉字参の越22番地14